



彩の国さいたま

建産連ニュース

社団 法人 埼玉県建設産業団体連合会

'98/10

OCTOBER.15.THU No.78



荒川河川敷コスモス（川口市役所提供）

建産連の SLOGAN 活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帶協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

卷頭言

雜感

高岡敏夫

景気は一向に好転せず、どん底の経済状況です。金融ビックバンと呼ばれてから、金融機関だけでなく様々な企業が将来の生き残りを懸けて経営戦略を立て、合併をしたり合理化を図りながら懸命に努力しています。このような時大きな資金を伴う建築は設備投資の手びかえと、必要以外の出資の削減ということで建築業界はまともにその影響を被ります。バブル崩壊後の様々な経済変化は私達の想像以上のものがあります。最近の何兆円と言う公的資金の投入など、私などは何がなんだか解らなくなっています。

我々、設計事務所の主宰者は経済観念が希薄です。なぜだろうと考えた時、業務が大量生産ではなく一つ一つ異なる手作りで、原価が明確に見えない、原価は人件費が多くの部分を占めるが、あるものは予想した時間で完了したが、あるものは2倍も時間を要したということがしばしば起こる。又、建築設計は技術的なもの他に芸術性も加わる。その上都市空間に与える影響や社会的利益を考えたりしている。従って設計料に見合った仕事をすれば良いと言う考えが余り無く、概してそれ以上の仕事をする結果になる。

ところで最近、埼玉県はじめ県内市町村から耐震診断業務が発注されている。私共、設計監理協会では平成7年1月17日発生した、阪神淡路大震災後直ちに耐震診断業務の研究に取り組んで来ました。建築設計に携わる者として建築物に対する安全性は第一に考慮され確保されなければならない個人の生命財産の保護はもちろん、都市の防災と言う観点からも地震に対する万全な対策を講じると言う考えに積極的に賛同しなければならないと考えたからです。おかげで耐震診断業務、さらに耐震補強設計が仕事に結びついてきました。

埼玉県は阪神淡路大震災以前から耐震診断業務を進めている、静岡県、神奈川県、千葉県から見ると後進県でしたが、平成7年以後私共が把握している物件として県の判定会で判定したもの430棟程度、又設計監理協会の判定会が判定したもの450棟程度となり、今やその内容の点からも全国でトップクラスに当たるのではないかと学識経験者である先生方の話であります。

先日の9月11、12、13日と行われた日本建築学会九州大会において、研究論文発表を先生方と一緒に設計監理協会の会員7名が行いました。これからも研鑽に努め、県はじめ市町村の要望に応え、災害に強い都市づくりの一役を担って行きたいと思っています。

(社)埼玉建築設計監理協会会長)

建産連ニュース・目 次

表紙写真説明

写真に見る荒川河川敷のコスモス群生風景は、川口市が昭和61年時から緑のまちづくりの一環として市域西縁を貫流する荒川の左岸河川敷に育成を開始し、現在3,000m²余に拡張、開花時は秋の風物となっている。

◆ 卷頭言	1
◆ 特集・本格化へ向けて始動の常磐新線沿線まちづくり	3
◆ 行政情報	
(1) 埼玉県総合経済対策の全容	7
(2) 平成10年度県9月補正予算の規模及び主な施策概要	12
◆ シリーズ特集 21世紀を展望したまちづくり(その75) — 川 口 市 —	15
◆ 連合会の動き	
(1) 平成10年度全国府県建産連会長会議開催	18
(2) 建設業の適正取引に関する講習会開催	25
(3) 理事会・委員会	26
◆ 企画シリーズ・県内文化遺産めぐり 埋蔵文化財関連遺跡探訪(8) — 伝・源経基館跡 —	28
◆ 告知板	
(1) 建設工事等に係る設計金額事前公表 — 埼玉県 —	33
(2) 講演会開催のお知らせ	33
◆ 連載 植物を旅する(その1) 巨大な花ラフレシアの開花 有瀧忠彦	35
◆ 建産連だより 会員団体の動静	39
◆ 連合会日誌	43
工業団地の割賦分譲開始案内 県企業局	(34)
(附)建設物価調査会案内広告	(44)

本格化へ向け始動の 常磐新線沿線まちづくり

常磐新線沿線のまちづくり事業は、数兆円におよぶ大型プロジェクトとして時代の脚光を浴びつつ沿線各地に展開、いま21世紀初頭の本格化へ向け活発な動きをしている。ここでは同新線が通過する八潮市および三郷市におけるまちづくり計画にスポットを当ててみた。

(H・W)

常磐新線は、「首都圏新都市鉄道株式会社」(平成3年3月15日設立)によって整備・運営されるもので、東京都台東区のJR秋葉原駅を起点に、本県八潮市、三郷市を通り千葉県柏市、流山市を経て茨城県つくば研究学園都市を結ぶ延長約58.3km、このうち本県内区間は約7.4kmで、この間に八潮駅、三郷中央駅(いずれも仮称)の2駅の設置が決まっており、平成17年開業を目指し着々と建設工事が進められている。

1都3県にまたがるこの新線沿線地域は、置かれる好立地条件から大量の住宅、宅地供給が見込まれることによりその開発手法には「宅建法」を適用、鉄道整備を進めると同時に沿線の開発を一体化で推進するという考えを基本に計画が策定された。

本県内においては、「宅建法」にいう「特定地域」に八潮市、三郷市及び吉川市が区域指定を受けた。また、駅設置予定地周辺区域を対象とする「重点地域」に八潮地域及び三郷地域が指定された。

常磐線計画路線図(駅名は仮称)



この「特定地域」に当たる区域では、平成17年度までに約390haを目標に住宅地の供給を図ることになる。一方、「重点地域」にあっては「宅建法」で推進する「一体型土地区画整理事業」を積極的に実施し、宅地開発と鉄道整備の一体的な推進を図ることになる。

<注記1>

宅建法の正式名称は「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」であって、盛られた法文は文字どおり鉄道整備を進めると同時に沿線の地域開発も行い、大量の住宅・宅地を供給しようという法律。平成元年6月成立、同年9月に施行された。

<注記2>

一体型土地区画整理事業とは、鉄道整備とともに沿線の地域開発を行い大量の住宅・宅地供給をするため制定された「宅建法」に基づく区画整理事業をいう。この事業では区画整理区域内の先買戻用地を鉄道施設区域内に集約換地ができる、まちづくりを進めながら鉄道用地の確保を行えることが特徴となっている。

県及び3市のまちづくり への取組み

◆埼玉県

県では、「環境優先・生活重視」「埼玉の新しいまちづくり」を基本理念に、常磐新線建設の促進及び沿線の八潮市、三郷市における新線整備と併せた一体的なまちづくりを推進する。現に県は八潮南部西地区の約99haの施行主体となって土地区画整理事業を進めている。

◆八潮市

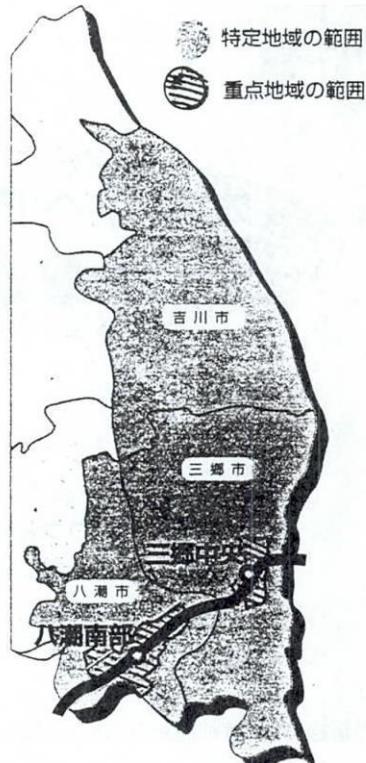
八潮市では、「生涯学習によるまちづくり」を基本理念に“ほっとする都市やしお”的実現を目指し、将来新駅を中心とした水と緑にあふれた工房・住宅都市を形成する。

◆三郷市

三郷市では、「親水交流都市ときめきのまち三郷」をテーマに、新駅周辺の三郷中央区をウォーターステージタウンとする自立性の高い都市形成を図る。

◆吉川市

吉川市では、「アメニティタウン吉川」として、人と自然が調和する快適な人間都市の形成を目指し、吉川特定土地区画整理事業のほか2地区において現在土地区画整理事業を実施している。



重点地域における 開発計画概要

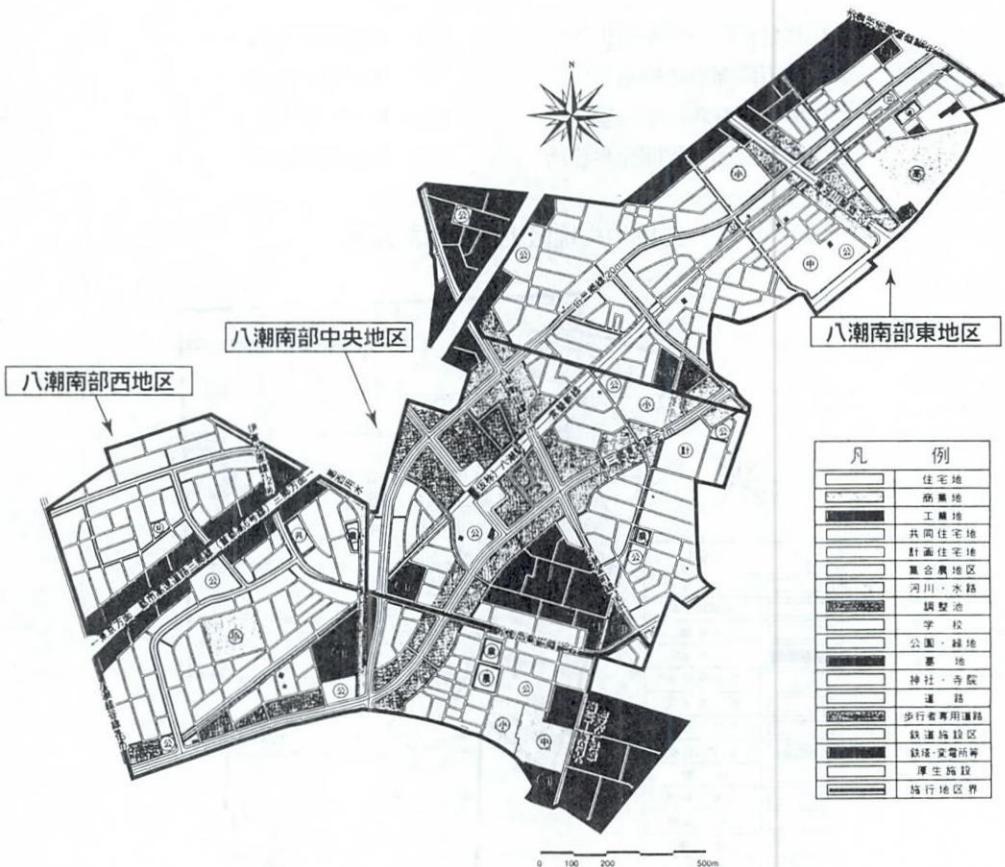
八潮南部3地区（土地利用計画図参照）は、埼玉県、住宅・都市整備公団及び八潮市の3施行者に分かれ、鉄道整備と一体的に土地区画整理事業が進められている。

<注記> 各事業名称の頭所に草加都市計画事業を冠しているのは、次の三郷中央地区と共に、既定の都市計画区域決定によるものと理解されたい。

◆草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業

- 施行者 埼玉県
- 施行面積 約99.1ha
- 計画人口 約10,400人
- 事業費 約473億円
- 施行期間 平成9年度～平成26年度

八潮南部地区土地利用計画図



◆草加都市計画事業八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業

- ・施 行 者 住宅・都市整備公団
- ・施 行 面 積 約72.1ha
- ・計 画 人 口 約7,500人
- ・事 業 費 約465億円
- ・施 行 期 間 平成9年度～平成26年度

◆草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業

- ・施 行 者 住宅・都市整備公団
- ・施 行 面 積 約114.8ha
- ・計 画 人 口 約12,900人
- ・事 業 費 約684億円
- ・施 行 期 間 平成9年度～平成27年度

◆草加都市計画事業八潮南部東一体型特定土地区画整理事業

- ・施 行 者 八潮市
- ・施 行 面 積 約88.1ha
- ・計 画 人 口 約9,100人
- ・事 業 費 約428億円
- ・施 行 期 間 平成9年度～平成26年度

現況及び見通し

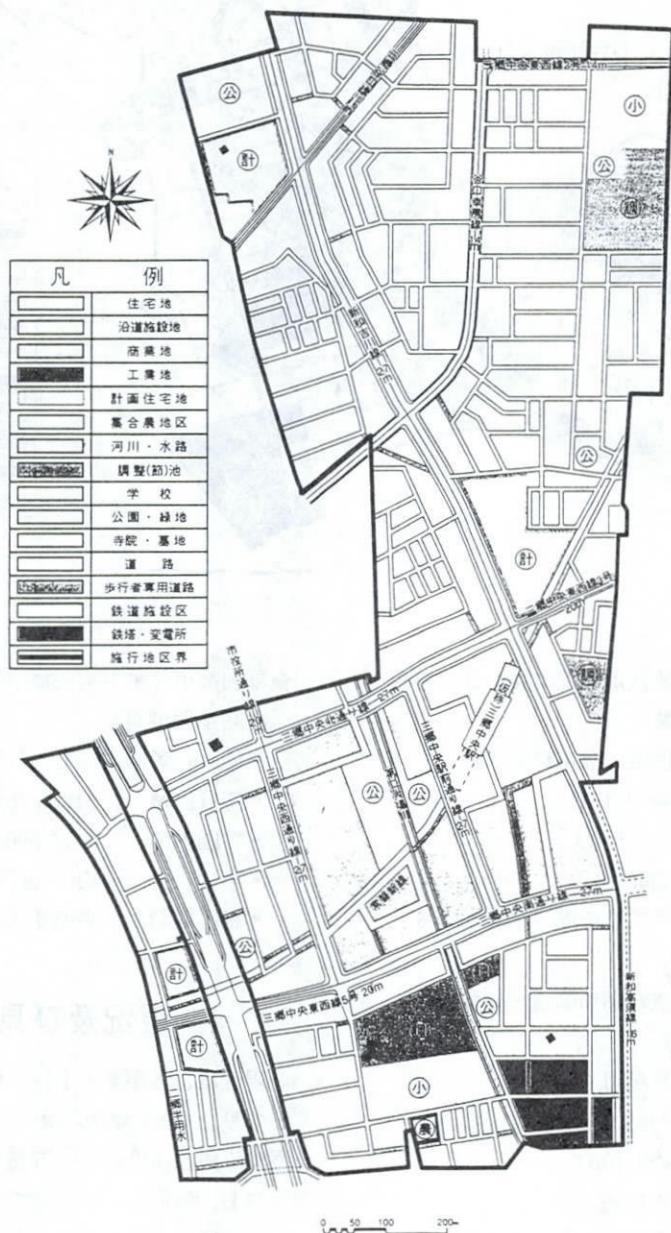
現況は、各事業とも目下仮換地作業と併行して設計作業が進められている。工事着手は概ね平成11年度から一部着工の見通しである。

なお、域内上・下水道の整備は各当該市の施行で実施されることになっている。

問い合わせ先

- | | |
|---------------|------------------|
| ◇県常磐新線沿線整備担当 | TEL 048(830)5402 |
| ◇八潮市南部事業推進課 | TEL 0489(96)2111 |
| ◇三郷市常磐新線整備室 | TEL 0489(53)1111 |
| ◇住・都公団常磐開発事務所 | TEL 0489(53)8801 |

三郷中央地区土地利用計画図



行政情報(1)

埼玉県総合経済対策の全容

本誌前号にて県が行った埼玉県総合経済対策策定の経緯とそのあらましを述べたところであるが、今回は「現下の厳しい経済情勢のもと、的確な景気対策、雇用対策を講ずる」という基本的考え方に基づき体系づけられた施策5本の柱とともに全容をまとめてみた。（H. W）

総合経済対策策定の 基本的考え方

県においては、最近の経済情勢は企業の倒産や完全失業率が過去最高の水準となり、先行きについての不安が高まる中、個人消費や設備投資が低調に推移するなど、極めて深刻な状況にあるという現状認識に立ち、県民の生活を守り、中小企業の経営の安定を図るという大きな目標のもとに、下記の3点を基本的考え方としてまとめられたものである。

- (1) 現下の厳しい経済情勢のもと、的確な景気対策、雇用対策を講じるとともに、21世紀を見据えた豊かな彩の国づくりに資する効率的な基盤づくりを進めること。
- (2) 単に事業の拡大といった視点からではなく、事業の重点化などをを行い、さらなる埼玉経済の発展や雇用の創出に結びつけた対策とすること。
- (3) 将来に向けた健全な財政運営の確立を図りつつ策定すること。

以下、主軸として掲げた5本の柱に従って順次これをまとめてみた。

I 21世紀を見据えた基盤 づくり対策

1. 社会資本の整備

(1) 積極的な整備の推進

高齢化や情報化、地球環境問題等時代の変化に的確に対応しつつ、本県経済への波及効果が期待される社会資本整備を前倒し積極的に展開する。これらを含めた公共事業については執行目標率を82%と設定し、達成に向けては事業の切れ目ない執行に努める。

その執行に当たっては、真に地域が必要としている事業を重点化するとともに、限られた財源を有効に活用し、効率的かつ効果的な事業執行に努める。

また、これらは市町村との深い関わりを持つことから、くにづくり総合助成制度等により、市町村の社会基盤整備を一層促進する。

(2) 災害に強い地域づくりの推進

災害から県土を保全し、県民生活を守るために、消防設備の整備や災害危険箇所等の緊急解消対策を進めるほか、県立高校を利用した防災拠点の整備や公立学校の耐震補強工事を前倒して実施する。また、地震などの災害に備え、上下水道、工業用水道施設の防災対策をも前倒して実施する。

(3) 物流効率化のための基盤整備
民間の経済活動を誘発するため、多様な物流サービスの効率化に向けて、広域交通を担うバイパスや環状道路の整備、交通渋滞対策などを前倒しして実施する。

2. 少子・高齢化への対応

(1) 高齢者福祉の充実

急速に進む高齢化に対応、高齢者が安心して居住できる県営住宅及び市町村営住宅の整備を前倒しして実施する。

(2) 子供を育てやすい環境の整備

沐浴設備や調乳設備等を整備し乳児保育事業の実施強化を新たに図るとともに保育所整備の前倒しを促進する。

(3) 人にやさしいまちづくりの推進

通学路の交通安全対策や高齢者に配慮したノンステップバスの導入、駅におけるエレベーター、エスカレーターの整備などバリアフリーのまちづくりを一層推進する。

3. 環境先進県への取り組み

(1) ダイオキシン・環境ホルモン対策の推進

ダイオキシンについては、廃棄物処理施設の改善の促進を図るため、市町村等への支援を進めるとともに、違法な野焼き行為等の防止対策の強化を図る。いわゆる環境ホルモンについては、実態を把握するための調査を進める。

(2) 総合的な環境対策の推進

新しい環境科学の総合的中枢機関「環境科学国際センター（仮称）」の設備整備を一部先行して実施する。

地球温暖化防止に向けて低公害車両の率先導入や、森林の保全整備、植樹による公園・緑道の整備、街路の緑化を一層推進する。

(3) 生活・水環境対策の推進

生活環境の改善や水環境の保全を図るため、流域下水道や農業集落排水処理施設の整備を

拡充するとともに、浄化施設の設置を一層推進する。

4. 本格的な高度情報化への対応

(1) 情報基盤の整備

情報通信の高度化に資するため、電線共同溝の設置など電線類の地中化を前倒しして実施する。

(2) 学校の情報化の推進

情報化時代に対応できる人づくりを進めるため、小中学校にコンピューターを導入し情報教育の充実を図るほか、県立の特殊教育諸学校に教育用コンピューターの整備内容を拡充し、その活用により社会的自立の促進を図る。

(3) 保健・医療・福祉の情報化の推進

(4) 行政の情報化の推進

行政の事務処理を効率化し、ローカル・エリア・ネットワークの整備などを前倒しして実施するとともに、住民サービスの向上を図るために、市町村が実施する情報化施策を支援する。

II 中小企業の経営安定化 対策

1. 金融対策の実施

(1) 緊急金融支援対策の充実

危機的状況にある中小企業の資金調達状況を踏まえ、県内中小企業の経営の下支えをするため、売上減少企業を対象とした経営支援緊急融資を実施する。これら中小企業の資金調達に対応するため、信用保証協会に対する出えん金の増額並びに信用保証料の分割払いの周知を図るとともに、制度融資の信用保証料の負担軽減を検討する。

(2) 民間金融機関への要請

民間金融機関に対し、中小・中堅企業に対する円滑な資金供給に支障を来たさないよう

要請を徹底する。

2. 受注確保対策の実施

(1) 下請企業の受注機会開拓支援

中小企業振興公社による下請取引斡旋や下請企業テクノフェアへの出展の支援などにより、中小企業の受注開拓に努める。一方、元請業者が下請業者へ工事の一部を発注するような場合は、県内中小業者を活用するよう要請する。

(2) 公共事業等における県内中小企業の育成

大型工事については、共同企業体の活用などにより、県内業者の受注機会の確保に努めるとともに、発注に当たっては、県内業者の優先指名に一層努める。また、受注機会の拡大に資するため、可能な限り分離分割発注に努める。

3. 経営指導・相談体制の強化

(1) 経営相談の充実

倒産防止特別相談室や商工団体等に設置した緊急中小企業相談窓口の充実を図る。

(2) 経営指導の充実

緊急金融支援を受けた中小企業に対して、融資効果の定着と新たな経営活動の促進に向けた緊急融資フォローアップ経営指導を実施する。

III 県民の雇用確保対策

1. 雇用の確保・創出

(1) 緊急雇用対策の推進

「彩の国緊急雇用対策事業」により、就職支援対策を実施し、県内失業者の就職促進を図る。具体的には、一般求職者を対象とした就職面接会の実施、緊急求人開拓やブロック別求人票展示会の実施。

労政事務所と公共職業安定所の連携による

勤労者・事業主に対する労働相談・合同就職面接会を開催し、雇用の安定と確保を図る。

(2) 就職支援の充実

仕事と家庭生活の両立を支援するため、一時的に子供を預かる相互援助システム設置に対する補助を行うほか、厳しい雇用情勢を乗り切ることができる資質や意識を醸成することを目的とする勤労者向け講座の開設。

2. 就労促進のための職業能力の開発

(1) 離職者等を対象とする新たな短期職業訓練の実施

女性、中高年事務関連求職者を対象にそれぞれのキャリアや経験を踏まえた訓練を実施する。

(2) 高度な技術・技能者の育成支援

製造業や建設業の現場における高度な技術・技能とマネジメント能力を持つ人材の育成を図るため、行田市に設置の「国際技能工芸大学（仮称）」の設置を支援する。

IV 地域経済の活性化対策

1. 民間活力の積極的活用

民間の技術力、経営力及び資金力を活用した新たな手法による社会資本整備の方策について検討する。

2. 土地対策の推進

(1) 土地の有効利用及び流動化の促進

線引きや用途地域などを機動的に見直すほか、地区計画の活用。良好な住宅・宅地の整備や新たな土地需要の創出に向け、土地利用転換に関する規制の緩和や誘導方策の検討、さらに、低・未利用地の有効活用、土地利用の混在の解消などによる土地の有効利用の促進や税制を含めた土地の流動化のための施策について、一層の充実を国に要望する。

(2) 用地の先行取得

公共事業等の推進に必要な用地について、できるだけ早期の取得に努める。

(3) 遊休土地の積極活用

県有地の効率的かつ積極的な活用を図るため、利用見込みのない土地の処分の促進。

3. 地域産業の活性化

(1) 中心市街地等の商店街の活性化

商店街を中心とする中心市街地の活性化や製造業集積地域の活性化を図る。そのために必要な市街地再開発や区画整理の促進と道路などの整備を前倒しして実施する。

(2) さいたま新都心を最大限に生かす施策の実現

「さいたま新都心産業経済団体連絡協議会」に対する支援を行い、県内産業の拡大、新たな雇用の創出を目指す。

区域内に敷設の光ファイバーによる通信網を活用し、高度情報化に対応したまちづくりを目指すほか、効率的な物流システムの構築と、県内運送事業者の新たな事業機会の創出に向け、新都心内での共同集配送の実施に向けた取組を進める。

(3) 企業誘致の推進

雇用の創出と地域の活性化を促進するため、立地工場等に対する支援策や県工業団地への新たな立地促進策の検討を進める。

(4) ベンチャー企業の育成・支援

いわゆるベンチャー企業を創出・育成するため、起業家等に対する経営指導などをを行うとともに、企業の研究開発活動の活性化、技術力向上のための取組を一層推進する。

4. 県産品の利用と県内消費の拡大

(1) 県産品の利用及び県内中小企業者からの購入の促進

公共事業等における資器材等県産品の積極的利用、県庁各部局における物品の新規購入

及び更新時の早期発注に努めるとともに、その購入・調達に当たっては、県内中小業者からの購入・調達に努める。また、同等の物品の場合は県産品、準県産品を最優先の徹底。

(2) 県産品の販路拡大と新商品等の開発の促進

(3) 県産品ブランド化の促進

(4) 啓発活動の推進

県産農産物の消費拡大のための積極的な啓発を図ると同時に農産物の展示販売の実施や物価情報の提供等に努める。

V 豊かな県民生活の実現

1. 県民生活の負担軽減・支援

(1) 個人県民税の特別減税の追加実施等

政府の所得税減税と連動して、個人県民税の特別減税を追加実施する。この減税の恩恵を受けない高齢低所得者に対し、臨時の特別措置として特別給付金を支給する。

県民負担の軽減を図り、県民の購買力と消費意欲を高めるための方策を検討する。

(2) 住宅取得の支援等

県民の住宅取得を支援するため、変動金利の導入や対象住宅の拡大等による住宅ローン利用の拡大を図る。

2. 施設の徹底活用

試験研究施設など公有施設を開放し、施設の徹底活用を一層推進するほか、学校の余裕教室の活用の推進。

3. 市町村との連携

県内市町村に対しても、経済対策に係る諸事業の積極的な取組を進めるよう要請する。

《参考》

平成10年度 6月補正予算に 計上された諸対策費

○環境・新エネルギー対策

156億5,056万8千円

〈主な内容〉

- ・ダイオキシン対策の推進（彩の国環境創造資金貸付金の増枠6億円）
- ・低公害車（ハイブリットカー）の導入
- ・河川環境浄化施設の整備
- ・農業集落排水施設の整備
- ・流域下水道終末処理場の有効活用など

○情報通信・科学技術対策

5億6,642万4千円

〈主な内容〉

- ・土砂災害警報システムの構築
- ・雁坂トンネル開通に伴う交通情報網の整備など

○福祉・医療・教育対策

69億2,148万5千円

〈主な内容〉

- ・高齢者向け公営住宅の整備
- ・療養環境の充実（彩の国医療機関整備資金の増枠20億円）
- ・さわやか相談員の全中学校配置など

○物流効率化対策

89億1,900万円

〈主な内容〉

- ・道路・街路整備（IC・工業団地への連絡道路、バイパス・環状道路の整備など）

○緊急防災対策

65億9,015万2千円

〈主な内容〉

- ・河川緊急総点検に基づく危険箇所の改修
- ・公営住宅の建替
- ・行田浄水場の増設（現40万t→50万t）など

○中心市街地活性化対策

214億4,350万円

〈主な内容〉

- ・道路・街路整備（住宅宅地への連絡道路、さいたま新都心関連街路の整備など）
- ・土地区画整理事業等の推進（区画整理組合への補助、新都心基盤整備、市街地再開発関連河川改修など）

○中小企業対策

153億7,500万円

〈主な内容〉

- ・経営支援緊急融資の増枠（300億円）
- ・信用保証協会への出えん

9月補正にて予算措置を行った主な対応状況 (追加措置を含む)

- 社会資本の整備=道路・街路・下水道・農業基盤の整備、交差点改良、交通安全施設。
- 少子高齢化等への対応=ノンステップバスの導入、県有施設のバリアフリー化、保育所（8ヵ所）整備費補助。
- 環境対策=環境ホルモンの環境調査、県営公園の整備、森林の保全。
- 中小企業経営安定対策=中小企業受注機会開拓支援。
- 県民雇用確保対策=雇用開発推進員等の配置、再就職に効果的な短期職業訓練の実施。
- 地域産業の活性化対策=土地区画整理、市街地再開発の推進、ベンチャー企業の育成・支援。
- 公有施設の徹底活用=市町村空き教室有効活用推進委員会設置の促進、空き教室の福祉目的への活用促進。
- 高度情報化への対応=電線地中化整備、保健・医療・福祉の情報化。県庁LANの推進、税務行政の情報化、警察の情報化。

〈注〉予算規模等は次頁の県9月補正予算の規模概要参照。

平成10年度県9月補正予算の規模 及び主な施策概要

県の平成10年度の9月補正予算は、一般会計660億5,827万9千円で、これは平成4年度の621億円を越す9月補正としては過去最大規模である。ちなみに今年6月の一般会計補正予算の614億1,542万9千円と合わせると1,274億7,370万円となり、本度補正としては過去最大規模である。

さらに今年6月の補正予算は、景気浮揚を優先とした国の補正予算に対応のいわゆる国庫補助事業で補正全体額の69.3%を占めているのに対し、今回の9月補正は主に県単独事業に向けており、同じく補正全体額に占める割合は45.3%であるのが両者の特徴である。

予算編成に当たった県は、戦後最悪とも言われる現下の経済状況に対処、県民生活に密着した社会資本の整備や中小企業の経営安定対策、雇用確保対策を中心に、青少年健全育成対策やダイオキシン問題などの環境対策、8月末の集中豪雨により被災の農林、土木施設の復旧対策に積極的対応することとした。

歳出面からみた主な施策

〈福祉関連対策〉

- ・余裕教室の有効活用=空き教室の福祉目的への転用、活用事例集の発行など。2億2,974万1千円。
- ・バス利用の活性化=超低床バスの導入、屋根付バス停の整備(3ヶ所)。4,481万8千円。

- ・保育所の整備=施設8ヶ所。6,401万6千円。

- ・県有施設バリアフリー化の推進=車椅子対応トイレ、スロープ化(7ヶ所)。1億2,391万3千円。

- ・県立高校バリアフリー化の推進=エレベーター設置、障害者用トイレ、スロープ、手摺の整備(4校)。3億8,300万7千円。

- ・バリアフリー道路整備=県道25ヵ所。6億4,000万円。

〈防災及び交通安全対策〉

- ・河川改修=氾濫を防ぐ河川整備(5河川)、6億2,000万円。

- ・治山事業=土砂災害防止対策(8ヶ所)、砂防(9ヵ所)。2億7,130万円。

- ・県立高校防災拠点施設整備=対象10校、66億9,043万3千円。

- ・県立公園防災拠点の整備=大宮公園、6,000万円。

- ・通学路の安全対策=歩道の整備(道路29ヶ所、街路2ヶ所)。信号機、標識の整備。9億3,653万8千円。

- ・一般交通安全施設の整備=信号機の新設・改良、標識・表示の整備。5億1,195万3千円。

- ・ダイオキシン総合対策の推進=(仮)ダイオキシン対策県民懇話会の設置、ダイオキシン汚染の実態調査。2,713万6千円。

- ・環境ホルモンへの対応=大気・水質環境緊急調査(40地区)。3,657万3千円。

〈生活環境改善対策〉

- ・街路の整備=19路線。12億8,500万円。

- ・道路の整備＝舗装道補修、側溝整備等。26億3,900万円。
- ・交通渋滞解消＝交差点改良（26ヵ所）。7億7,190万円。
- ・市街地再開発の促進＝開発事業への補助（7地区）。4億8,055万円。
- ・電線地中化の推進＝4路線（道路600m、街路135m）。3億円。
- ・既設公園の整備＝県営12公園。3億4,750万円。
- ・区画整理事業の推進＝市町施行20地区、組合施行1地区。3億241万7千円。

〈産業支援対策〉

- ・農産業基盤の整備＝用排水路施設、農道整備（41ヵ所）。1億9,700万円。
- ・林道の整備＝開設2路線、改良6ヵ所。3億1,135万円。

〈中・小企業経営安定化対策〉

- ・中小企業制度資金の充実＝経営支援緊急融資保証料補助。1億2,000万円。
- ・中小企業対象融資枠の追加＝356億506万円。
- ・県内企業受注機会の確保＝ビジネス商談会の開催等。296万円。（別掲、中小企業受注機会拡大実施方針参照）。

〈県民雇用確保対策〉

- ・職業紹介機能の充実＝雇用開発推進員・就職相談員の設置（9人）。713万4千円。
- ・緊急雇用対策短期職業訓練の実施＝場所6校、3科目、50人規模。3,727万7千円。

〈地域経済の活性化対策〉

- ・県産品の消費拡大＝消費者団体と連携、県産品の消費拡大キャンペーンの開催等。4,379万2千円。（別掲、県産品の利用及び消費拡大についてを参照）。
- ・新製品・新技術開発の推進＝県産品等新規開発のための研究。「彩の国もの作り試作開発支援センター」の整備、中小企業への研修、技術指導等。2億6,267万円。
- ・県産品の販路の拡大＝消費拡大キャンペー

ンの実施、県産品ガイドの発行等。3,579万2千円。

中小企業受注機会拡大方針について

—埼玉県—

県は、県内中小企業経営安定のため、受注機会の拡大を進め、県内中小企業への発注率の向上を図ることとし、このほど県内中小企業の受注機会拡大のための実施方針をまとめた。

〈具体的施策及び効果〉

(1) 発注予定工事の事前公表

発注予定の大規模工事等をあらかじめ公表することにより、中小企業が受注計画の参考としたり、共同企業体結成の準備に資する。

(2) 元請・下請関係の適正化

元請・下請関係の適正化を進め、県内中小企業の下請への参加を進める。

(3) 入札参加資格要件の緩和

一般競争入札の対象となる工事の入札参加資格条件を緩和し、入札参加業者を増加する。

(4) 共同企業体の積極的活用

県内企業同士による共同企業体や、県内企業を代表構成員とする共同企業体又は県内企業の出資比率の高い共同企業体を積極的に活用する。

なお、この実施方針において、受注率の拡大にむけ配慮、平成10年度における県内中小企業への発注率を60%に高めることを目標とすることにした。

県産品の利用及び 消費の拡大について

—埼玉県—

標記展開の趣旨

現下の厳しい経済情勢を踏まえ、県内企業の経営を支援し、地域経済を活性化するため、総合経済対策の一環として県は積極的に県産品の利用を促進するとともに、県内消費の拡大を図るものである。

事業推進方策

県産品の利用及び消費の拡大を図るために、県自らが行動することはもちろん、県職員、業界及び県民がそれぞれの立場から、お互いが連携・協力することが不可欠である。

そのため、新たな事業展開に必要な経費について9月補正予算に新規または増額をもって対応することとしたほか、既定予算の中でも可能な限りの工夫を行い、各種の事業を進めることとした。

県の取り組み

県内企業の受注機会の拡大を図るため、県自ら率先して県産品の利用及び購入を積極的に進める。

- (1) 公共事業等における県産品の利用については、従来以上に趣旨を徹底し、請負業者あて要請していく。
- (2) 物品購入・調達においては、適正な財務手続きのもとに可能な限り県内中小企業者から購入・調達を行う。
- (3) 消費者ニーズの把握と生産者への情報提供を図る。（消費動向調査の実施）

業界の行動に対する支援

事業者、業界自らの販売促進活動及びキャンペーンについて、県も最大限の支援をする。

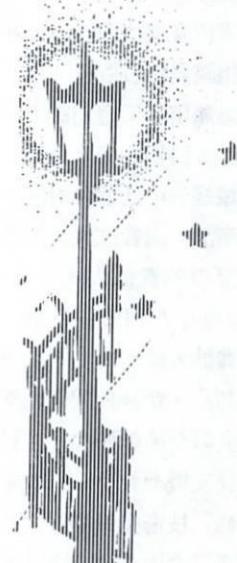
県産品ガイドの発行、県産品ガイドパンフ

レット作成に対する助成、駅構内掲示広告、デパート等で県産品消費拡大キャンペーンの実施、道の駅・県関連の大規模イベントにおける物産展の開催などのほか、21彩の国農産物ドリームフェアを開催し、本県の農産物等を一堂に集め、消費者に対する啓発展示や新たに県が取り組んでいる有機100倍等の紹介などを行う（H11年2月末日）

なお、消費促進支援事業として、消費者団体が実施する県産品の消費促進に資する事業に対し補助金を交付することにしている。

県民の理解と協力を求める

彩の国だより、市町村広報紙やテレビ、ラジオ等の各メディアを使い、県民に対して県産品への理解と愛用を広報するほかに、前設に掲げた「県産品ガイドの発行」「駅構内掲示広告」でPR。さらには消費団体が実施する県産品の消費促進に資する事業に対し、補助金を交付する。



『人づくり・緑のまちづくり』

市民運動を核とした活力あるまちづくり



川口市長 岡村 幸四郎

はじめに

埼玉県南部に位置する川口市は、荒川を挟んで東京都と接する埼玉の玄関口として昭和8年に市制を施行し、現在約46万人の人口を有する、県内有数の都市として発展を遂げてきました。本市は、キューポラの街として知られるように鋳物を中心とした機械・金属工業、安行に代表される植木産業の街として、また、荒川の流れや安行台地の斜面林・見沼田圃等を有する自然豊かな街として、また、都心から20km圏という住宅都市として、活力ある産業と豊かな自然と人々の暮らしが一体となった産業文化都市として発展してきました。しかし、昨今の社会環境を取り巻く、特に経済を取り巻く変化は、産業の空洞化・ボーダーレス化・国際競争の激化や通貨不安など、まさに激動の状況にあり、特に県内でも産業集積の高い本市では、まちづくりにおいても大きな変革点として位置づけ、21世紀に向けたまちづくりの基本姿勢として“市民参加”を積極的に推進し、5つの柱となる次のような施策の展開を図ってまいります。

1. 人づくり

人づくりなくして郷土づくりなし。人はまちを構成する最も重要な要素です。そこで本市では将来を担う青少年をはじめ、市民が生涯にわたって学習のできる教育環境の整備を進め、郷土愛を育みながら地域づくりの担い



市民憩いの場として
整備を進める赤城城址

手であり主役として、積極的にまちづくりに参加していく人材を育てるとともに、それに呼応した地域づくりを進めていきます。このような“人づくり”的一環として、「人づくり市民運動」を積極的に展開していきます。この、「人づくり市民運動」は対象分野として、青少年健全育成の推進・福祉のまちづくり推進・ボランティア活動の推進・男女共同参画社会の推進を掲げ、これらの行政施策とそれに係わる市民参加・活動を市民、団

体・機関、行政が三位一体で展開するものです。

2. ものづくり

鋳物の川口、安行の植木にみられるように、本市は埼玉県内でも有数の産業集積を有する、まさに「産業の街」であり、産業の振興なくして街の前進はありません。また、昨今の経済情勢を勘案したとき、本市の産業を牽引してきた地場産業基盤の維持、発展を図るとともに、新たな分野の産業を創出・育成していくことも重要であると考えます。そこで、中小企業体力強化資金融資など独自の経営支援施策を実施するとともに、産業集積活性化施策や中心市街地活性化施策など、国の産業振興策と連動させながら地域経済の振興を図り、また、埼玉県との事業として計画されている「SKIPシティ」を核とした、21世紀を見据えた新産業づくりを推進していきます。

3. 暮らしづくり

健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、来たる少子高齢社会に向けて、平成9年4月オープンの高齢者総合福祉センター「サンテピア」をはじめとした福祉センターの整備、空き教室等を利用した福祉施設の整備、保育所の延長保育などを積極的に実施していきます。また、平成12年度からの介護保険制度施行に向け、今年度より専任の介護保険担当職員を配置し、制度の円滑な運用を目指し鋭意準備を進めております。更に、本市における障害者福祉施策の基本理念と方向性を示すものとして、平成10年3月「川口市障害者福祉計画」を策定し、計画的な施策を



平成10年12月オープンの福祉センターの完成イメージ

実施するとともに、ノーマライゼーションの理念に基づく社会環境の整備を進めていきます。

4. まちづくり

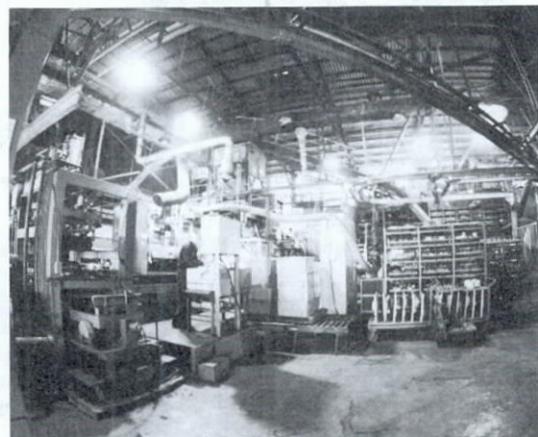
ゆとりと潤いのあるまちづくりを実現するため、「緑のまちづくり市民運動」を展開していきます。この運動は、川口の地場産業である植木を、まちづくりの資源として活用を図りながら、市民と行政が一体となって都市のみどり空間を創出していくものです。更に、河川環境整備や自然緑地の保全等を積極的に進め、自然環境との調和を図りながらまちづくりを進めていきます。

また、災害に強いまちづくりを推進するため、市内各所の防災関連施設の整備や総合防災訓練を実施するとともに、横須賀市他4市1区との相互応援体制をとるなど、広域的災害にも対処できる組織づくりも進めています。

更に、埼玉高速鉄道線が2001年に開業を迎えることから、沿線周辺整備として、駅前広場や周辺街路、地下空間を利用した駐車場整備等、新たな埼玉県の玄関口としての環境整備を進めていきます。

5. 手づくり

これからの行政は市民に開かれたものでなければなりませんし、また、市民の協力なくしてこれからの行政は成り立ちません。このような観点から、前述の“人づくり”において、市民の行政参加への機運の醸成を図り、それを受けた行政は、市民との協働のなかで手づくりの市制を運営していきます。また、平成10年4月には行政改革や広聴部門の充実・情報公開の準備などを柱とした組織改正を実施し、市民の声を更に行政に反映できるような制度づくりを進めています。



近代化された鋳物製品製作工場の一部

おわりに

市民ニーズの高度化と多様化・地方分権の推進など、市（町村）政における期待と責任及びその重要性はますます高くなってきており、行政サイドだけでの運営では限界に達しているのが現状ではないかと思われます。よってこれからは「市民側に立った行政運営」より踏み込んだ「市民が創る行政」を推進するため、市民と行政がまちづくりにおける対等なパートナーとして参加できるような環境づくりを進め、来たる21世紀にふさわしいまちづくりを進めていきたいと考えております。



ジュニアボランティアスクール実習風景



連合会の動き

平成10年度 全国府県建産連会長会議開催 景気低迷を背景に打開策等幅広く討議

社団法人全国建設産業団体連合会（会長・望月茂岩手県建産連会長）は、10月17日 J R 大宮駅西口のパレスホテル大宮において平成10年度全国府県建産連会長会議を開催し、提案議題10項目を討議、最後に要望等9項目からなる決議文を採択し、明年度は香川県を開催県とすることを決めて閉会した。

このたびの全国府県建産連会長会議は、当埼玉県建産連が当番団体として会場

の設営並びに諸事運営に当たった。当日の出席は全国建産連加盟の32府県建産連の会長並びに幹部役員など合わせて100余名が列席、なお、来賓として本県土屋義彦知事及び関係部課長、建設省より三沢真大臣官房審議官及び関係局幹部、さらに関東地方建設局並びに同局出先機関の長のほか建設業振興基金、(社)全国建設業協会など関係機関より多数の方々を迎えた。

会議は、定刻午後2時小野澄治全国建産連専務理事の司会で開会、冒頭挨拶に立った当建産連島村治作会長は、はじめに全国より参加の各府県建産連会長をはじめ役員方々に対しその労に深く敬意を表し、さらには公務をおして出席の来賓各位に対し深甚な謝意を表したあと所信の一端として、「現下の取り巻く情勢はまことに厳しく、その打開策を図



議場風景

ることは目下最大の急務である。本日の会議が列席各位の総意により所期の目的が果たせますことを念願する」と、述べた。

次いで立った全国建産連望月茂会長は、来賓をはじめ列席者に対し謝意を表したあと、業界を取り巻く現状を要旨次の如く述べたうえ建設省当局に対し、不況打開をより確かなものとするための配慮を要請した。

「今日のわが国経済は戦後最悪の事態にあり、これらを一刻も早く打開するためには、経済の血液とも言うべき金融システムの安定と内需拡大を中心とした景気の回復が喫緊の課題であり、効果的な財政出動により深刻な不況からの脱却を図り、国民の将来に対する不安感の払拭が必要である。建設産業界においても昨年夏より一部の上場企業を含めた倒産が相次ぎ、従前にも増した価格競争が激化

し、下請専門工事業者、資機材供給業者へのしわ寄せが一段と加重されている」と分析し、建設省当局に対して平成10年度第2次補正予算の編成、財革法の凍結、中小建設業者への受注機会の確保という関谷建設大臣の所信表明を実現されることに期待すると同時に、中小建設産業へ向け受注機会拡大と健全な育成方を要請した。

続いて来賓の祝辞を受けた。

はじめに三沢建設省大臣官房審議官が立ち、平素建産連がその活動を通じ建設行政に対し理解を寄せていることを評価したあと、当面の業行政に対し、要旨で次のとく述べられた。

「先刻望月会長の挨拶にもあるとおり、今日の建設産業界はまことに厳しいものがある。建設省としては何よりも景気回復が最大の課題と考え、10年度当初に公共事業執行目途率を過去最大の90%前倒し策を設定し、適宜、適所に重点配分を行い実効性を高めることに努めている。11年度予算は、景気対策特別枠2兆7千億円を含め前年度対比46%増の総額9兆2千億円を要求している。

公共事業の主流をなす中小・中堅建設業に対しては「官公需法」に沿い受注機会の拡大を図る一方、入札・契約制度の合理性と透明度を高めることにより国民的コンセンサスを求めていくことなどを明らかにしたあと、全国建産連及び地方建産連の役割りが今後一層高まるものとして、その活動が期待される」と結んだ。

次いで遅ればせながら来賓の土屋知事が立ち、まず、本会長会議がここ埼玉県に開催されたことに喜びの言葉を寄せ、県政の基本方針と抱負を要旨で次のとく述べた。

知事就任当初の本県は、財政的にも大変苦しいものがあった。県人口は爆発的に急増する中で社会資本の整備が追いつかず“ださいたま”と侮べつてきた。

就任以来「県勢発展のため身を捧げる覚悟」を信条に社会基盤の整備に努め、この間建設



祝辞に立つ土屋義彦知事▲

▼同三沢真建設省審議官



業界の協力により着々と成果を挙げて、今日人口680万を擁する大県となった。

いま、建設途上にある「さいたま新都心」やサッカー専用「県営スタジアム」など21世紀初頭完成のイメージを述べて、飛躍埼玉の現状を誇示。最後に社会資本の担い手である建設産業の発展を心から祈念すると、激励の言葉で結んだ。

(功労者表彰)

続いて来賓の紹介を受け、引き続いて全国建産連表彰規程に基づく「平成10年度会長表彰」を行い、当建産連推薦の黒川勇（県内装仕上工事業協同組合理事）、小林文武（県造園業協会副会長）両氏のほか全国で42名が受賞した。

閉会後、一同席を別室に移し懇親会を開く。席上、堀口真平本県県議会議長、地元の新藤享弘大宮市長より歓迎の挨拶を受けるなど終始盛会裡に幕を閉じた。

議事経過の概要

望月全国建産連会長を議長に議題に従って議事を進めた。議事ははじめに議題提出当該県より提案理由の説明を受けたあとそれぞれ関係当局の見解を求めた。

以下その経過をまとめてみた（議題に付したカッコ内は提案府県団体名）

1. 平成10年度第2次補正予算の早期成立と平成11年度公共事業関係予算について（新潟県建産連）

（提案理由） 未曾有のデフレ不況にあるわが国経済の早期回復のため、①公共事業を中心とした総額10兆円以上の第2次補正予算を早期に成立させ、その配分に当たっては社会資本整備が遅れている地方を視野に重点的配慮を願いたい。②平成11年度公共事業関係予算編成に当たっては、必要な社会資本整備が着実に促進されるよう所要の額を確保されるよう特段の配慮を要請する。

（建設省当局の見解）

公共事業の確保は、当面の重要課題として位置づけ、鋭意執行に努めているところである。6月末現在の契約率は国が56.5%、都道府県が45.4%と概ね順調に推移している。

11年度の概算要求では、前年度対比3%増の6兆5,057億円、景気対策臨時緊急特別枠として別途2兆7,331億円を要求、これを加えると実質的には前年度対比46%と大幅な増である。

なお、政府は景気の回復に向け10年度第2次補正予算（10兆円規模）を組む構えであり、この補正予算を11年度予算と一体なものとして15か月予算の編成を行い、切れ目のない執行を図ることにしている。

要望の地方配分については、国土全体からみてバランスを念頭に地方中核都市、広域市町村地域を視野に重点配分の方向で取り組んでいく考えである。

2. 公共投資と地方建設業者の役割について （茨城県建産連）

（提案理由） 地方の中小・中堅建設産業は、地方の経済を支えている基幹産業であり、公共事業を通じ地域社会の活性化、雇用安定に大きく寄与している実態を評価され、一層の受注機会の確保に併せ優良な地方業者の育成に特段の配慮を願う。

（建設省当局の見解）

公共事業は単なる景気対策にとどまらず、国経済の活性化、地方経済の発展のためにも重要である。事業の内容によって地元企業の参加をいろいろな手法によって受注の機会をつくっていく。基本的には閣議決定（官公需法）の41.3%の確保を目指す。

3. 中小建設業者の受注機会の確保と、元請・下請関係の適正化について（岩手県建産連）

（提案理由） 公共工事の建設コスト増、非効率性などをあげ、その矛先を中小建設業に向け、あたかも地方中小を批判する一部のマスコミ論調に対し、地方中小が地域経済・社会の発展に寄与している実情を述べて反論、むしろその元凶はダンピング受注でこれによって生ずる下請業者へのシワ寄せを問題視してその回避に努力している実態を述べて当局の理解を求め、適正下請価格の維持、支払手形期間の短縮等、元請・下請関係の適正化に一層の指導を願いたい。

（建設省当局の見解）

指摘の①～③についてのマスコミ論調には特に拘泥しない。社会基盤整備という大目標で対処することには変わりない。同時に中小企業の受注機会の確保に努める。

元・下関係はパートナーシップを本旨に適正な関係維持は重要な要素である。

支払手形サイトの問題は、企業間の慣行ないし約束事であり強制は出来ないが、通常120日を限度に努めて現金払い率の向上を促し、また前金払いの扱いについても毎年年末ないし年度末を控え「下請契約における代金支払いの適正化について」通達しておると

ころであり、今年は8月5日付建設経済局長通達にて全国建産連会長宛要請している。

4. 公共工事施行の平準化について（岩手県建産連）

（提案理由） 公共工事の平準化は、建設産業全体の生産性の向上と近代化にとって極めて重要な課題となっている。そこでその対応策として、①「ゼロ国債」を国の公共事業関係費の第1・四半期相当額2兆円規模に引き上げる。②「ゼロ県債」及び「ゼロ市町村債」をゼロ国債の割合に準じて引き上げられよう指導方配慮を願いたい。

（建設省当局の見解）

発注の平準化をすることにより月間工事施工量の格差の減少により建設業者の技術者の低減とそれによるコスト縮減が可能になるなどのメリットがあるとされている。

要望のゼロ国債については、平成9年度の実績を踏まえ10年度も相応額の設定を考えられている。また、地方公共団体に対しても、それぞれゼロ債の活用を図って平準化発注への配慮を要請している。

5. 金融機関の不良債権回収を代行する専門会社（サービサー）の業務範囲の制限について（埼玉県建産連）

（提案理由） 現在、金融機関が抱える不良債権処理が大きな社会問題となっており、この問題を含めたいわゆる金融再生関連6法案が今国会に提出されているが、そのなかにサービサー制度の活用がのぼっている。

このサービサーによって不良債権処理の促進が図られることは大いに望まれることはあるが、サービサーの業務は債権回収という本来の目的に限定し、派生する開発行為やその媒介業務は必要最小限に留めるべきである。

このことは、不動産処分に伴う業務には専門知識が必要とし、十分な人材とノウハウが不可欠であり、その運用いかんによって問題を生ずることが懸念されるとともに、媒介業務を業とする中小不動産業者に多大な影響を

与えるものであるとの視点からその再検討を求めたものである。

（建設省当局の見解）

不良債権処理の手法については、目下国会における金融再生関連6法案審議の中で検討されている。指摘の懸念は、本来銀行業務には不動産取引業務は出来ないことになっている。従って指摘されるような問題は生じないものと理解している。

6. 建設リサイクルで「環境創造型産業」を目指す具体的手法について（宮城県建産連）

（提案の要旨） 去る7月、東北地方建設局で「建設リサイクル推進に関する行動計画」を策定され、建設廃棄物の発生抑制、再利用の促進、適正処理の観点から計画・設計段階での資源再利用などをまとめた「リサイクル計画書」の作成、再生資源を最大限に活用したモデル工事などの具体策を掲げ、平成10年度以降3年間の発生物別のリサイクル率が示された。

宮城県建産連では、業種横断的団体として対応する構えで諸問題を掘り下げ、取り組むべき重要課題と位置づけたところである。

については、モデル工事を通じ、リサイクル計画、積算に対する考え方、実施結果等について可能な限り開示され、かつ、指導を仰ぎたいとした。

（建設省当局の見解）

建設省では平成8年11月建設リサイクル推進懇話会より「建設リサイクル推進の在り方について」の提言を受け、平成9年10月その具体化を図るための建設リサイクル推進計画97を策定している。その中で特に戸建住宅解体に伴う廃材等のリサイクルが多く適正を欠き、不法投棄などが跡を絶たないことから、これを中心に検討課題とした。

今年の1月、これらの問題を「解体リサイクル制度研究会」を設置して検討を委ねた。

当面、リサイクルに際し具体的な数値目標を平成12年60%と設定、直轄工事をはじめ公團、

事業団にも同調を要請した。同時に地方公共団体に対しても同調指導方を願っている。

なお、実施効果を求めるため環境度の高い事業を対象にモデル事業を実施し、その結果を分析したうえ公表し、その普及を図ることにしている。

7. 内外価格差について（石川県建産連）

（提案理由） 平成5年末公共工事積算手法評価委員会による日本の公共土木工事の価格は米国の1.13～1.45倍との報告により、わが国の建設工事費は約3割高いが通説となって、これが公共工事バッシングの一因となっている。

平成10年度経済白書においてこの点を捉え「為替レートの変動を考慮すれば、日本の工事が割高との指摘は必ずしも当たらない」とされている。

しかしながら、「公共工事が諸外国に比べて割高ではないか」との観念を払拭するまでに到っていないのが現状。

各府県が取り組んでいる「公共工事コスト縮減方策」についても、一般市民には「不当な割高のは正策」と受け取られていることが問題。こうした誤念をなくすためにも早急に調査を実施し、結果を公表することにより社会的コンセンサスを得られるよう願いたい。

（建設省当局の見解）

経済活動が国際化する中で内外価格差の問題は無視できない。

指摘のとおり建設工事にあっては、施工条件の違いにより価格差の生ずることは当然と考えられる。まして風土、民情の違い、技術、工法の優劣のある中で単純に比較することは適正を欠くことになる。

建設省としては、これまでの調査結果を踏まえ今年の10月、新たに調査団を派遣して実態の調査に当たり、その結果は年内にも明らかにされよう。

8. 下請企業の債権保護方策等について（滋賀県建産連）

（提案要旨） 長期不況により建設業の倒産が逐年増加している中で、元請業者の経営破綻による下請業者の連鎖倒産が多発、これらに対する幅広い対応が求められている。

地方システム協議会の場においても論議され、下請企業の保護で種々の意見が交わされているが決定打を得るに至っていない。

建設省では、研究会を設け、支払保証制度、発注者による下請への直接払い、前金払いの義務化等について検討されていると聞くが、支払保証制度における保険料を誰が負担するかが大きな問題かと思われる。

については、支障のない限り検討の経過、方向性等について説明を受けたい。

（建設省当局の見解）

下請保護に関しては幅広い観点から各業種との間で話し合いを進めている。

指摘の保険料負担の問題は、関係機関との協議の上で検討し的確な方策を求めていく考えを明らかにした。

9. 専門工事分離発注の推進について（埼玉県建産連）

（提案の要旨） 専門工事（建築設備、電気、空調、室内装飾、造園など）の機能を十分發揮させるためには、良質な設計、工事の施工はもとより、保守管理も重要な要素であって、専門工事業者が直接行うことが需要者への最大のサービスとなる。

また、一括発注がコスト縮減に通じるという概念のあることも事実である。一面、地域経済と雇用を支え、さらに不測の災害等に対する備えとして機能發揮し得る専門工事業者を育成するという観点からも責任分担を明確にした上で、専門工事業者への分離発注の推進方を願いたい。

（建設省当局の見解）

従来から国会の決定を踏まえ推進している、地方公共団体等に対し4月の建設経済局長通達にて積極対応方を要請している。なお、今後共優良専門工事業者の活用に努める。

10. 各種資格証の統一カード化について（静岡県建産連）

（提案要旨） 一人の現場労働者の有する資格は、多省庁・多岐にわたり、その資格を証明するものを常時携行が義務づけられることと、各有資格者証の写しを各現場ごとに提出することが労働者と事業所にとって大きな負担である。また、これが資格証の破損、汚染等のトラブルを起こす要因となっている。

そこで、これらの問題解決に向か「資格証の統一カード化」ができないものか。

種々のメリットをあげ当局にその採用方を要望した。

（建設省当局の見解）

統一化の要望であるが、発給者、発給時期の異なることなどもあって不可能とされており、建設省では今のところ採用する考えはない。

決議

建設省は平成10年1月、8分野27項目からなる「建設業の経営改善に対する緊急対策」を決定、可能な限りの施策を極めて迅速に実施し、引き続き過去最大のゼロ国債1兆5千億円の措置をされた。同年4月公共事業費7.8%を削減した平成10年予算が成立したが、政府は同月公共事業費7兆7千億円を含めた総事業費16兆円超の過去最大の総合経済対策を発表、これを受けて同6月公共事業関係費約4兆円を含めた平成10年度補正予算が成立、中小企業向け契約目標率41.3%（過去最高）の閣議決定等が行われるなど明るい兆しも見え始めた。

しかしながら、平成10年度からの「3年間で15%の公共事業費削減」のキャップははずされておらず景気浮揚のために「財政構造改革法」の凍結が必要である。

景気の低迷による建設投資の減少等により、価格競争が一段と激化し、下請け専門工事業者、資器材業者へのしわ寄せは、し烈を極め、パートナーシップは崩壊の危機に直面している。

これらの問題を解決するには景気回復が第一であり、雇用を確保するためにも公共事業を中心とした10兆円以上の第二次補正予算編成が急務である。

地方における社会資本の整備は、相対的に遅れており、事業効果の早期発現や経済効果の観点から、地方への事業配分を強く求めるものである。

（社）全国建設産業団体連合会は、このような時にこそ地域に密着して公正な競争、取引秩序の確立に向け、引き続き諸法令を遵守して適正な事業活動を行い、「建設産業政策大綱」、「構造改善戦略プログラム」等の趣旨に則り、最大限の努力を行い、総合工事業者、専門工事業者、資機材業者のそれぞれが果たすべき役割と責任について、理解を共有することに努めていく。

以上のこと等から、本会議は次の諸事項について、政府を始め関係諸機関が一層強力かつ積極的に取り組まれ、その実現が図られるよう、ここに強く要望するものである。

1. 公共事業を中心とした総額10兆円以上の平成10年度第二次補正予算を早期に成立させ、地方への公共投資が都市圏へも効果を及ぼす相互依存関係が強いことから、「都市型」にこだわることなく、社会資本整備が遅れている地方へ重点的に配分されたい。
2. 財政構造改革法を凍結して歳出上限枠（キャップ制）を撤廃し、全ての国民の要望である景気回復を第一として、所要の公共事業を確保した平成11年度予算を早期に成立させられたい。
3. 不良債権の実態を解明し、担保不動産の有効利用、不動産取引の活性化等土地流動化について早期に具体策を講じられたい。
4. 公共事業施工平準化のため「ゼロ国債」を2兆円規模に拡大されるとともに、「ゼロ県債」「ゼロ市町村債」の拡大、若しくは制度創設の指導を強化されたい。
5. 税制について
 - (1) 現行法人所得税実効税率約46%を国際水準同等の40%程度に引き下げられたい。

- (2) 若年層の住宅取得を容易にするため住宅取得資金贈与制度の拡充を図られたい。

6. 中小建設業者の受注機会の確保について

建設業者の99%以上は中小企業であり、公共工事依存度が高い。地方中小建設業者は工事の施工を通じ地域経済の活性化、雇用安定に大きく寄与している。

技術力、経営力も向上しており、「地域でできるものは地域の業者」を前提に以下のことを要望する。

- (1) 経営 J Vの一層の促進
- (2) 発注標準の見直しと食い上りの弾力化
- (3) 分離・分割発注の一層の推進
- (4) 「平成10年度中小企業者に関する国等の契約方針」（平成10年6月30日閣議決定）による中小企業向け官公需目標額4兆9,060億円（41.3%）の完全達成
- (5) ロットの拡大により、中小建設業者の受注機会が失われることのない配慮を
- (6) 市町村における入札・契約手続き等の一層の改善指導

7. 入札・契約制度について

- (1) 「ダンピング」防止のため、低入札価格調査制度、最低制限価格制度のいずれも採用していない地方公共団体に対し、「公共工事契約業務連絡協議会」の場などを通じ、その採用を積極的に指導されるとともに、施工体制台帳等を活用するなど重点的な監督や厳格な検査の実施など出口のチェックを強化されたい。
- (2) 建設省・自治省の調査（平成9年6月1日時点）によると、5千万円未満の工事について徐々に減少しつつあるが、21市町村が一般競争入札を導入している。国の目指す方向に的確に対応するよう指導を要望する。
- (3) 設計及びコンサルタント業務についても工事と同様、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を採用されたい。
- (4) 指名基準、発注標準など地方公共団体における発注の諸条件整備について、引き続き指導徹底されたい。

8. 公共工事の設計・積算に当たっては建設資材等の実勢価格の反映、施工条件等の設計図書への明示、積雪寒冷地域の冬期施工による増嵩経費、週40時間労働制、降雨日、出水期における作業不能日数、建設労働力、建設資材の需給動向等を十分配慮した工期・工程の設定、竣工時期の調整、地域住民と工事関係者の安全確保に要する経費、建設副産物の再資源化及び産業廃棄物の処理、条件変更が生じた場合の設計変更等に十分配慮され、歩切り等は一切行わない適正な予定価格の決定について、なお一層の配慮を願いたい。

9. 元請け下請け取引の適正化について

元請け下請け取引の適正化は建設業の健全な発展のための重要課題である。バブル後遺症などによる中堅建設業者の相次ぐ倒産、大手・準大手ゼネコンの工事単価の切り下げなど総コストの削減（下請けへのしわ寄せ）、現場毎に支払い条件を一方的に変更する、いわゆる支払いジャンプの増加など、下請専門工事業者、資器材業者の不安は増幅し、行き場のない閉塞状態にあることなどから、以下を要望する。

- (1) 発注者は、施工体制台帳を整備することなどにより適正な元請け下請け関係確立のため下請け企業、資器材業者、労働者等が不当なしわ寄せを被ることのないよう元請業者を指導されたい。
- (2) 「建設生産システム合理化指針」（平成3年2月5日、建設省建設経済局長通達）に基づく諸施策について一層の徹底を図られたい。
- (3) 前払金の支払いの適正化についても一層の徹底を図られたい。

平成10年9月17日

社団法人全国建設産業団体連合会

建設業の適正取引に関する 講習会開催

改正独禁法の解説と 近年の建設業をめぐる動き

当建産連は、9月25日埼玉建産連会館センター棟3階大ホールにおいて、(社)埼玉県建設業協会と建設業適正取引推進機構との共催による標記の講習会を、午後1時30分から3時間にわたり開講した。

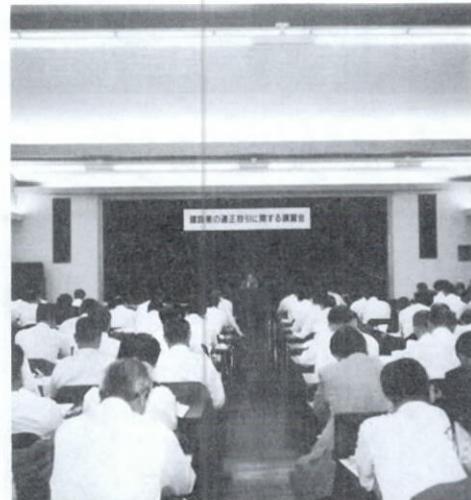
迎えた講師は、元公正取引委員会審査部監査室長土田孝美氏と、建設省建設経済局建設業課長補佐渡邊裕氏。演題は、前者では「独占禁止法の遵守について」、後者では「建設業をめぐる最近の話題について」で、各1時間30分の講義であった。受講者は約220名。

定刻、埼玉県建設業協会大沢彰専務理事の司会で開会、冒頭挨拶に立った埼玉県建設業協会の首藤淳副会長は、本講習会開催の主旨を述べ、次いで講師陣を紹介したあと、「今日建設業界を取り巻く情勢は至って厳しいが、社会基盤整備の担い手として公共事業に携わるものは、常に襟を正し仮りにも法違反視されることのないよう平素心掛けるべきである」と、自戒の言葉を寄せた。

講義経過と要旨

はじめに立った土田講師は、これまで本題に関し数回講義を行ったが、ここにきて建設業を取り巻く情勢は大きく変わり、独占禁止法の一部改正強化されたこともあり、改めて留意点を述べることにすると前置きし、「98年度改訂版『独占禁止法遵守の手引き』」をテキストに替え、建設業とその関連業に係る点を中心に事例等をあげ解説した。

冒頭に、過去数年独占禁止法(独禁法)違反事件の続発により罰則が厳しくなったことに伴い公正取引委員会(公取委)の組織が強



講習会場風景

化された経緯を説明したうえ、違反に対する行政処分、刑事罰など一連の処罰事例をあげて解説、さらに独占禁止法遵守マニュアルにおいて、特に「違反となる怖れのあるもの」についての扱いについて留意点を示し注意を促し、最後に講師は、独占禁止法本来の使命に理解を求めて講義を閉じた。

約10分の休憩のあと建設省の渡邊講師による「建設業をめぐる最近の話題」に講義が進められた。

講師は、これまで建設業をめぐる動きを過去5年間の事象を捉え、今日建設業界が直面する新事態に至る流れを業行政の移りわりの中で説明を行った。

つまり、100年来といわれる公共工事入札・契約制度の改革の経緯と一連の改善策、業界の合理化、近代化へ向けての構造改善対策など、今後の施策展開を含めて解説、さらに、中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策では、地場産業としての健全育成、地方経済の支えとして受注機会の確保を図るためにJV方式の活用などをあげた。また、元請・下請取引き適正化対策においては、「特定建設業者の責務」の完全履行など指導の強化をあげた。

理事会・委員会報告

広報委員会



7月22日正午から建産連会館1階特別会議室において年度初の広報委員会（松本孔志委員長）を開催し、建産連ニュース第77号の発行について、同じく第78号（10月15日付）の編集案について及び「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールの実施についての3件を議題にした。

定刻、山村事務局長の司会で開会、松本委員長所用にて欠席のため横田充穂副委員長が冒頭挨拶に立ち、不況色が一段と厳しさを増す中で政局は目下自民党後継総裁選の渦中にあるが、誰が総裁に決まろうとも次期首相になることは間違いない。そこで新首相に望むことはしっかりと経済の立て直しにより景気の回復が図られるよう真剣に取組んで貰いたいものと希望観測を行ったあと、議事への協力方要請を行った。

続いて列席委員による自己紹介を受けたのち直ちに議事に入った。

はじめに7月15日付発行の建産連ニュース第77号について、山村事務局長より記事の構成並びに内容説明を受けたのち、関連質疑及び意見等を求めた。結果、特に指摘を受けることはなかった。

次いで、同第78号（10月15日付）の編集素

案を提示し、項目ごとに趣旨説明を行ったのち、意見、提言を求めた。県の9月補正予算の扱いについて質疑を受けたほか特別な要望意見なく、原案をもって作業を進めることで了承を得た。

続いて、平成10年度事業の一つ「埼玉の建設産業」をテーマとするポスター・絵画コンクール作品募集要領を提示し、趣旨及び応募に関する説明を行って質疑等を求めた。

募集対象は県内小・中学校児童生徒で、募集要領はほぼ前年のとおりであるとして了承された。

最後に次回開催を10月27日（火）と決めて散会した。

総務委員会



7月22日午後2時から建産連会館1階特別会議室において、島村会長同席のもとに総務委員会（関根宏委員長）を開催し、①10年度予算執行に関する要望事項、②全国府県建産連会長会議への提出議題、③全国建産連会長表彰候補者の推薦を主議題に討議した。

定刻、山村事務局長の司会で開会、冒頭関根委員長はまず委員長就任の挨拶を行い、構造不況に直面している建設産業界の舵取りは容易でないとして問題処理に委員各位の協力要請を行った。

続いて、列席委員の自己紹介を受け、直ちに議事に入った。

まず、平成10年度予算執行等に係る要望事項を上程、内容討議を前に事務局案の作成の経緯の説明を求めた。

山村事務局長が立ち、提示の要望事項案は先に傘下団体より提出を求めたものをもとに對県要望建産連関係3件、団体関係5件、對県及び市町村要望は、団体提出4件のほか1件の合計13件で、内容は、公共工事の早期発注と平準化、不況対策融資制度の充実、分離分割発注の推進、宅地開発関連規制等の見直しなどであった。

種々意見交換のあと、同趣旨要望を一体化するなどして全体を3件乃至5件に絞ることにして、事務局にその正文化を一任した。

次いで、全国建産連府県会長会議への提出議題の審議を行った。

この提出議題は、来る9月17日開催の府県建産連会長会議に提出するもので、要望事項は当建産連傘下団体から出た事項をもとに①専門工事業団体からの「専門工事の分離発注の推進」②公共工事入札における最低制限価格の設定の2件に加え宅地開発関連法令等の見直しの3件が俎上にのぼった。

意見交換の結果、適正な表現に文体を再検討することを事務局に委ねた。

続いて、県議会自民党議員団より提出要請のあった「平成11年度団体政策要望」に対する検討を行い、従来県に対し要望してきた事項のうち重点項目3点に絞り、事務局に対応を一任した。

続いて平成10年度全国建産連会長表彰の候補者の推薦を諮った。事務局より小林文武氏（県造園業協会副会長）、黒川勇氏（県内装仕上工事業協同組合理事）の2人を挙げた。

特に異議なく全員の同意により推薦することに決し、2時間余にわたる会議を閉じた。

研修指導委員会

8月11日正午から建産連会館1階特別会議



室において、年度初の研修指導委員会（瀧澤源二郎委員長）を開催し、平成10年度の事業実施計画の策定で意見交換を行った。

定刻、山村常務理事の司会で開会、はじめに瀧澤委員長より就任挨拶を受け、事務局より当委員会の役割である分担事項について説明を受けたあと、列席委員の自己紹介を受け、直ちに議事を進めた。

議題討議を前に事務局より当委員会過去10年余りの事業（講演会、研修見学会等）実績表の提示並びに説明を受け、さらに提示の事業実施計画案をもとにその選択で意見交換を行った。

事務局提示の事業実施計画案は、まず、講演会では、テーマを行政関係とするA案と、経済・社会問題をテーマとするB案の2つ。

種々意見交換の結果、B案を採択した。しかし、講師に対する謝礼の額の問題で即特定に至らず、保有する予算とのかねあいから人選を事務局に一任、開催日は11月5日（木）、会場は当建産連会館センター3階の大ホールとすることで合意された。

次の研修見学会については、事務局より県内、県外に分け数箇所が対象として提示され、いずれかの選択を求めた。

意見交換の結果、東京都営の葛西臨海公園とする。実施は平成11年4月23日（金）を目指して具體化を事務局に一任することなどを了承して会議を閉じ、散会した。

埋蔵文化財 関連遺跡探訪(8)

埼玉県指定史跡 — 伝・源経基館跡

位置と地理的環境

鴻巣市は首都圏50kmに所在し、埼玉県の中央部からやや東に偏した位置にある。市域は東西9.28km、南北7.72kmで、面積は35.87km²を有する。中山道の宿場町として知られる本市は、古くから交通の要衝として発展してきた町で、現在、市域中央をJR高崎線、国道17号線及び中山道が南北に通過し、地方主要道東松山・加須線が東西に横切っている。

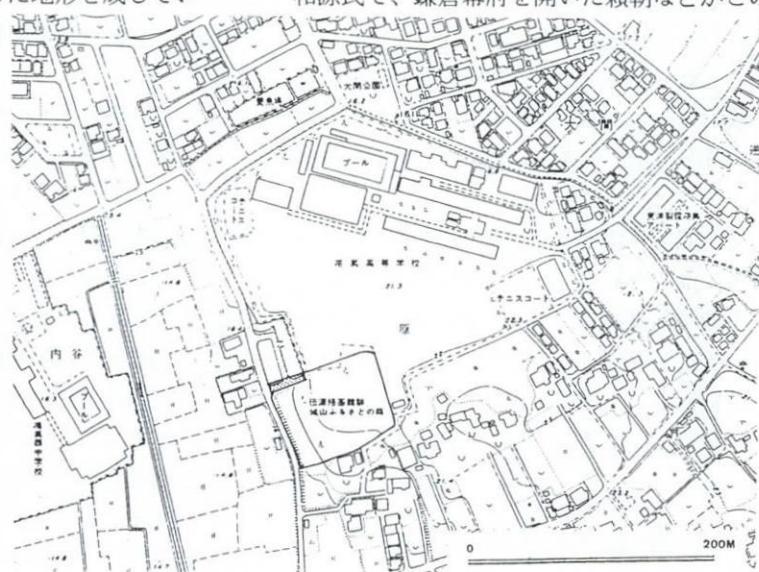
鴻巣市のある大宮台地は、元荒川、綾瀬川などの河川によって各支台に分断されており、台地北部は西側を荒川（旧和田・吉野川）、東側を元荒川によって形成された低地に挟まれ、北方へ半島状に突出した地形を成している。さらに北東から南東方向には肥沃な水田地帯を形成する加須・中川低地が広がっている。これらの低地帯には、騎西台地群をはじめとして埋没ローム台地がいくつか存在し、元荒川、旧忍川流域には自然堤防が発達している。一方、西側には荒川低地を挟んで北から比企丘陵・岩殿丘陵が連なり、これから派生する東松山台地・高坂台地が

対峙している。両台地は荒川の支流である市ノ川、都幾川によって浸食されて微細な地形を形成している。

伝源経基館跡は、鴻巣市大字大間字原に所在する。JR高崎線鴻巣駅の西方900mにあり、県立鴻巣高校の南側に隣接している。館跡は荒川の沖積地に面する台地西側縁辺部に立地し、標高は東側が高く約22mを測り、西側の低地部に向けて徐々に下がる地形を呈している。また、本館跡は、三方を低地部に囲まれた大間支台の先端部からやや南に寄った西側緩斜面部に位置し、自然の要害の地を利用して占地している。さらに微細に見れば支台尾根の最高部から西側に降りた縁辺部に接しており、荒川の低地部をかなり意識した立地を取っている。

武蔵介源経基とその時代

源経基（？～961）は、清和天皇の第六皇子貞純親王の子で六孫王と号した。（後頁の清和源氏系図参照）源姓を賜って源朝臣と称したが、武蔵介となって関東へ下り、その居館を鴻巣に構えたと伝えられている。源氏の門葉中、後に最も栄えたのは経基を祖とする清和源氏で、鎌倉幕府を開いた頼朝などがこの



伝源経基館跡の位置図

系統である。また、武蔵介源経基の名前は『将門記』や『貞信公記抄』などに見られ、その行状が広く知られている。それによれば介源経基は、武蔵国へ派遣された国司の次官であり、平安時代中期（10世紀中頃）に生存した人物とされている。

天慶元年（938）、足立郡司武蔵武芝と武蔵権守興世王・介経基との間に紛争が起こり、この調停に平将門が介入した。この事件は、その後の「平将門の乱」の契機となったものであり、奈良時代以来長く続いた律令国家に大きな動搖を引き起こす結果となった。

乱は天慶3年（940）、藤原秀郷・平貞盛らの奮戦によって将門が討伐されて終わっているが、この時経基は将門追討の征東副將軍に任せられている。また、この乱後、息子の満仲は武蔵権守に任せられているので、経基親子二代の間に清和源氏は武蔵国に勢力を延ばしたものと見られる。しかし、経基の時代はその勢力が未だ弱体で坂東八平氏や嵯峨源氏などに遠く及ばず、この館の規模も当時の清和源氏の実態を示すものと考えられてきた。

本跡がいつ頃からこの名称で呼ばれるようになったかは定かではないが、『将門記』に見える経基の営所をここに比定することによっている。文献からは『新編武蔵風土記稿』にその記述が見られることや大字箕田に存在する箕田碑の建立年代（宝暦9年・1759）からすれば、恐らく江戸時代にはそのように考えられていたことが窺

われる。現在、本館跡を経基の居館であったことを明確に示す資料は見当たらないが、箕田源氏の説話など本地域にこの時代の伝承が多いのも事実であり、その解明については今後の大きな課題となっている。そこでここでは、源経基の活躍した律令時代以降の周辺の関連遺跡について触れておきたい。

奈良・平安時代の鴻巣地域は、武蔵国足立郡に属していた。足立郡は『日本地理志料』などによれば7郷から構成され、市域は余部郷あるいは堀津郷に比定されている。また、

『大日本地名辞書』は、堀津郷を地名から市内登戸付近に当てている。しかし、登戸付近は埼玉県重要選定遺跡である宮前遺跡などの時期の遺跡が比較的多いにもかかわらず、立地からどれも小規模な集落と思われ、郷の役所である郷家と関連するような遺構、遺物は未だ発見されていない。本市の奈良・平安時代の遺跡数は、前代の古墳時代に比較すると減少傾向にあり、発掘調査である程度内容の判明している遺跡は、九右衛門遺跡、宮前



伝源経基館跡の航空写真
(中央の樹林地域その左側鴻巣高校)

本田遺跡、赤台遺跡、中三谷遺跡、新屋敷遺跡など数箇所に過ぎない。このうち、荒川流域に所在する新屋敷遺跡は、9世紀後半～10世紀前半代を中心とする集落跡で、この時期のものとしては県内でも有数な遺跡であることが近年明らかにされており、市域の中心的存在である。しかし、これ以降平安時代末期にかけての遺跡の様相は、ほとんど明らかにならない。

この頃、律令国家の基本的土地制度である班田制が中止されるなど国家政策にも大きな変化が起こっている。このような時期に東国では平将門の乱、西国では藤原純友の乱が勃発するなど律令国家に動搖が見られ、武士の時代である中世への胎動が始まっている。

中世の鴻巣市域は、一部の断片的な記録類を除くと不明な部分が大きく、戦国期に北条氏の支配下にあったことが知れるのみである。しかし、この時代に属する城館跡や遺跡が数多く存在する。特にこの時期の館跡は、これまで本経基館跡をはじめ、箕田の伝箕田館跡（箕田源氏三代の居館）、糠田の安達館などが知られるのみであったが、近年の調査で13～17世紀の遺物を出土する遺跡が明らかになっている。このうち、伝箕田館跡推定地に存在する九右衛門遺跡では、方形に巡る堀と13～18世紀の各種陶磁器類、布目瓦、在地産土器が多量に出土し、中世在地領主層の存在を暗示させている。また、新屋敷遺跡では、2重に巡る構堀が検出され、外堀が一辺100mを超える規模を有し、金銅製懸仏や軒丸瓦などの出土遺物から15～16世紀の館跡と考えられる。この他、中三谷遺跡などから中世の遺構や遺物が発見されており、正しく武藏武士発祥の地と呼称されるに相応しい状況を呈している。

館跡の現状と発掘調査

本館跡をいつ頃の築造とするかは、十分な発掘調査が行われていない現在、確定し難い



館跡北側堀部



館跡西縁部柵列検出状況



経基の功績を伝える箕田碑・
宝暦9年建立（市指定文化財）

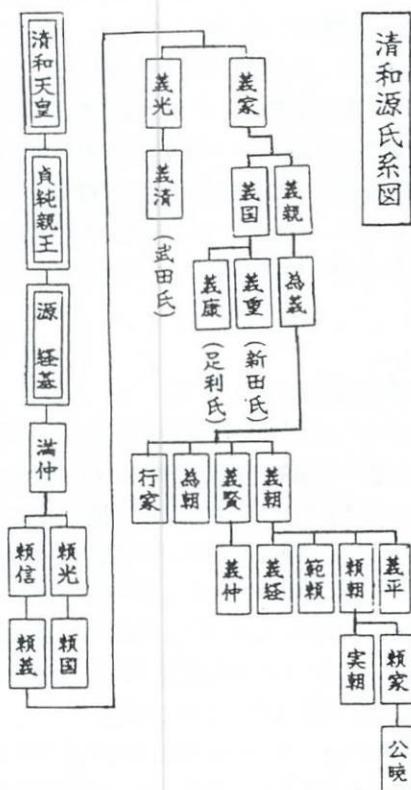
が、現況の縄張りなどを考慮すれば、少なくとも館跡の最終形態は、防備機能を重視した中世後期から末期（室町～戦国期）と考えるのが妥当であろう。このことから小室栄一氏は、本館跡がより規模の大きい城郭の一部として利用された可能性を指摘し、その範囲が現況よりもっと広い半島状の台地部分まで広がることを想定しているようである。しかし、古い測量図や航空写真にはそれを裏付けるよ



伝源経基館跡平面図

うな土壘及び堀などの遺構は全く認められず、鴻巣高校造成工事の際にもそのような痕跡は発見されていない。以上から城郭の一部とする見解については完全に否定はできないものの、積極的に肯定する根拠も希薄と言わざるを得ない。とりあえずは方形単郭の遺構として把握しておくのが最も現状に即していると判断される。

館跡としての遺構は全体として保存状態が良好であり、主要部分は東西95m、南北85mを測り、西側を除く三方に土壘と構堀が存在する。土壘は保存状態の良い部分で基底部幅



6～8mを測り、高さは堀底から2.5mを有する。土壘の北東隅と南東隅には扇形の横矢掛りが存在し、堀の外形ラインもこれに平行している。西側の土壘は元々存在しなかったのか長らく不明であったが、最近の史跡内容確認調査の結果、土壘の代わりに柵列が存在したことが明白になった。これにより低地部と内郭との比高差は現状では4.5m程あり、木柵の敷設を考えれば防備上の機能は十分あったと推察される。

本館跡の正式な発掘調査は、昭和62年に宅地造成に伴う緊急調査が北西部の構堀部分で実施されたのが最初である。この調査では低地部に続く構堀が長さ24mに渡って良好な状態で確認されたが、館跡の築造時期を明確にするような出土遺物は発見されていない。それ以後、幸い開発に伴う緊急発掘調査は行われていないが、保存管理計画策定事業と併行

して平成7・8年度に史跡の内容を確認するための試掘調査を実施している。さらに9年度以降は、史跡整備のための基本資料を得るための調査を継続して行っている。これまでの調査の結果、館の中心施設と思われる掘立柱建物跡の一部が内郭の北東部寄りで確認されており、特筆される。今後はその全容の確認と築造年代の解明が大きな目的となっている。

保存整備に向けて

伝源経基館跡は、その伝承のように平安時代後期の源経基の居館とするには、現況の縄張りや歴史的背景を考えると問題が大きく、これから学術的調査による確認が大きな課題となっている。しかし、中世の方形单郭の館跡としては、本地域でも極めて保存状態が良好であるため、昭和16年3月31日付けで埼玉県指定史跡に指定されている。

本館跡は、その後何度か開発による削平の危機にさらされたものの、その都度関係者の努力によりどうにか無事保存されてきた。しかし、都市計画道路である三谷橋大間線が敷地の一部を通過することになっており、今後計画変更などの措置が大きな検討課題となっている。さらに館跡西側隣接地には上尾バイパスの建設設計画があり、それに伴う周辺地域の開発が予想され、周囲を取り巻く環境の変化が徐々に進行しつつある。

このような状況の中、平成6年8月土地所有者であった福島氏より、敷地全体の87%に相当する土地が史跡公園として残してほしいという条件のもとに市に一括して寄贈された。これにより、指定範囲の大部分が公有地化されるに至り、史跡公園として保存するための具体的な条件の整備が整えられることになった。

そこで、鴻巣市では経基館跡を取り巻く前記の問題点を踏まえ、史跡保存の基本的な方向性を明確にして恒久的保存を図るべく、平

成8年度に保存管理計画を策定した。その中で、本館跡を将来的に継承し、広く市民に公開と活用を図るために、史跡公園として整備することを明確にした。

現在は、保存管理計画書に掲げた史跡整備のための基本計画書作成に向けて各種の調査を進めている段階であり、史跡の内容を確認するための調査を継続中である。

(鴻巣市教育委員会)



告知板

建設工事等に係る 設計金額を事前公表する —埼玉県—

県は、入札・契約制度のより透明性を高めることを狙いに、これまで入札終了後に限り公表していた建設工事請負契約並びに工事に係る調査・設計・測量委託契約の入札に係る設計金額について、入札執行の前に公表することとし、9月1日から10月末日までの2ヶ月間試行、但し、この間に限り発注機関及び工種を特定し、その2分の1を公表し、非公表分と比較検証したうえ11月より段階的に公表対象範囲を拡大し全ての建設工事業を対象に公表するとしている（事前公表予定スケジュール参照）。

予定価格や設計金額の一部事前公表を行っている他県の例もあるが、全工種にわたる試行は本県が初めてである。

事前公表予定スケジュール

◆平成10年9月1日～（試行期間）

対象、設計金額1,000万円未満の建設工事、300万円未満の委託業務

◆平成10年11月1日～（以下全面実施）

対象、設計金額1,000万円未満の建設工事、300万円未満の委託業務

◆平成11年1月1日～

対象、設計金額3,000万円未満の建設工事、500万円未満の委託業務

◆平成11年4月1日～

対象、設計金額1億円未満の建設工事、500万円未満の委託業務

◆平成11年9月1日～

対象、設計金額1億円以上の建設工事

—以上—

●講演会開催のお知らせ●

当建産連では長引く不況下、景気動向に関する知識と認識を深めるため、研修指導委員会事業の一環として、下記に従い講演会を開催いたしますので、多数の参加をお待ちいたします。

記

1. 日 時

平成10年11月4日(木)午後1時30分～3時

2. 場 所

埼玉建産連会館センター棟3階大ホール
(浦和市鹿手袋4-1-7)

3. 主 催

当建産連と埼玉県建設業協会浦和支部と
共催

4. 講演のテーマ

「景気回復のみちすじ」

—景気はどうすればよくなるか—

5. 講 師

(株)三菱総合研究所主任研究員

同所：開発技術センター研究部長

岸 啓二郎 氏

6. 受講対象

当建産連加盟団体の会員並びに埼玉県建設業協会浦和支部の会員

以上。



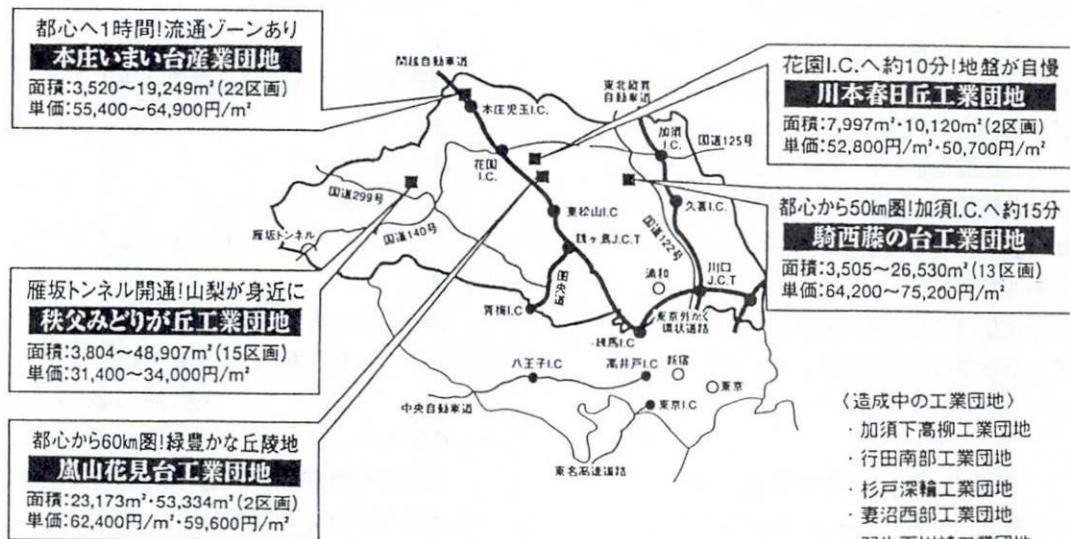


彩の国さいたま



埼玉県企業局の工業団地

～割賦分譲始まる！～



* 各団地とも毎月月末締切りです。

* 頭金として売買代金の20%が必要です。残金は、5年分割10回払いが可能です。

お問い合わせ・資料請求

埼玉県企業局 建設部開発計画課

〒336-0011 埼玉県浦和市高砂3丁目14番21号

☎ 048-830-7123

《埼玉県のホームページ》

<http://www.pref.saitama.jp/>

植物を旅する その1

— 巨大な花ラフレシアの開花 —

有瀧忠彦

まえおき

ありたきただひこ

筆者、有瀧忠彦氏は、越谷市の久伊豆神社参道わきにある、私立植物園アリタキ・アーボレータムの運営に携わっている。若い頃からインドやヨーロッパをはじめ、熱帯雨林や砂漠地帯も歩き、自転車旅行や、無銭旅行に近い旅行を幾度か試みている。

主な関心事は植物だが、ニワトリの祖先にも興味を持ち、インドネシアあたりを広く調べ回ったりもしている。究極の目的は「人間とは何か」を考えることにあるという。

人類の歴史を自然条件との関連でとらえなおすべきと主張する。卓見であろう。

タイトルの「植物を旅する」の「旅」は、植物を求めての「旅」であり、また、植物の世界の「旅」の意味もある。幅広い話題を期待している (編集子)

巨花ラフレシアとの出会い

ラフレシアについて興味を持ち始めたのは、赤色野鶲を調べるため、自転車でスマトラ島を縦断した時である。途中地元の人からラフレシアのことは何度か聞いていたが、意外に近くを通り過ぎていたことは後になって気付いたことである。

数年後、北スマトラのアチェ県にあるレウセール国立公園を散歩した時、Rafflesia atjehensisの開花株を見たのが私が最初に見たラフレシアということになる。

レウセール国立公園に入るには、入園許可を近くの町でもらわなければならず、レイン

ジャーとかいう監視人が数人常に公園内の管理事務所にいて、やや面倒なところなのですが、幸いにも川の向こうに住んでいるオランダ人の猿研究家の案内で現物を見る事ができた。猪の多い森で、そのせいか大木の下の地面は、猪の掘り起こした跡が多く見られた。

このあたりは回教徒が多く、猪を食べるのはタブーである。猪がにおいにつられて時に花被を食べるようで、ラフレシアの花被部が踏み付けられて痛んでいた。

ところで、ラフレシアは、ぶどう科 Tetragastrina 属のつるに寄生する寄生植物で、つるについた種子が約1年かけて徐々に肥大し、杯状体 (Cupula) = 基茎はある程度成長肥

大すると成長が止まり、その後は蕾の部分が肥大成長する。Arnoldiana の場合直径約25cm以上に肥大成長すると開花ということになる。花には雌雄があり、結実するのはまれである。現地の人でも果実を見た人はいない。

その後、日本で花の万博が開かれることになり、それにラフレシアを展示することになり、ある広告会社が現地で花を採集したという話も噂として聞いていたが、私がこれにかかわるようになるとは夢にも思っていなかった。12月のある日、突然進化生物研究所の近藤典生理事長から電話で、現地へ行ってラフレシアの花の写真を撮ってきてくれとのこと。しかも30分おきに開花の様子を写真におさめてくれとのことだった。

苦心の撮影行

花の万博でビデオで放映するのだそう。それも1月10日までにとのことだった。

時間的にややきついとは思ったが、引き受けることにして、さっそく次の日にジャカルタへ飛んだ。翌日スマトラのベンクールーに飛び、以前見たラフレシアの自生地に向かった。町からバスで2時間半ぐらいの山地で途中下車して山の斜面をくまなく探したが、小さな蕾ばかりで、25cm程の開花間近な蕾は見当たらなかった。あっても中が腐っていた。バスで30分ぐらいの所にある自生地でも蕾はまだ小さく、とてもすぐ咲くというしろものではない。そのほか、以前果実を見た民有地の中も探したが開発されていて跡形もない。私はあきらめてベンクールーの海岸近くの安ホテルに宿をとって考え込んでしまった。どうしたものか考えていた時、宿のオーナーで50代の未亡人がブキティンギの近くにもラフレシアがあると言うので、まあとにかく行くだけ行ってみようと思い、ベンクールーからパダン行きのバスに乗った。三脚は重くてかさばるのでホテルに置いていった。ベンク



ラフレシアと筆者ら（右）

ルーからパダンまでは丸一日の旅である。スマトラの西の海岸沿いを走るバスである。昼過ぎに乗って途中IPU（毒という意味）の町に夜中の12時ごろ着き、夜食をバスの運転手もろとも乗客ととり、2・3時間仮眠してから出発し、パダンに着いたのは昼前だった。そこから2時間バスに乗ってブキティンギで小型乗り合いバスに乗り換えた。30分ほどでラフレシア自生地近くのバタンパルプレーでバスを降りる。以前自転車でこの道を通ったのを思い出す。東北方向へ10分ほど畠道を歩くと、ラフレシアの森が広がり、その近くに小さな自然保護局の事務所兼職員宿泊所がある。さっそく職員に案内してもらい、蕾を見に森へ入ると山の斜面に径20cm程の蕾が2つ程見えてきた。これならそれほど待たなくても開花が見られると思い、職員に頼んで自然保護の事務所の一室に泊めてもらうことにした。

12月26日朝、事務所からラフレシアの蕾を

再度確認に行く。近くにRhizanthes（ラフレシアに近い寄生植物）を見掛ける。その他、ショクダイオオコンニャクの大きな株（高さ4m）やMucunasp（花はやや赤みを帯びた藤色）のつるが木の上の方にからんでいる。ラフレシアの一つは蕾の直径24cm、一つは23cm。

27日、ブキティンギの町へ食物を買いに行く。28日ブキティンギの自然保護局の人のバイクに乗せてもらってハラウヴァレーの山の方へ行く。この近くにもラフレシアがあるそうだが、かなり歩かねばならぬとのこと。

29日、一番大きな蕾（がけの中腹）の上の方にカメラ置き場を近くにある木切れや竹を組み立てて作る。どちらの蕾も径25cmになった。

30日朝7時くもりのち小雨。午後1時再度蕾を見に行く。銀ばえが来ているのでもうじき開くだろう。

カメラ置き場（三脚のかわり）の上部にくぎ2本打ってカメラが固定できるようにする。

1月5日晴れ、朝6時半、下の蕾径27cm上方の蕾25cm。ブキティンギの動物園へ行く。犀鳥、ヤシトリ猿、ウシカモシカ、トラ、オラウータンなどを見た。

1月7日朝そろそろ咲くなと思い、がけの下にテントを設定。ここに寝て徹夜覚悟で30分おきに写真を撮ることになる。ラフレシアはベンクールで経験したことだが、天候により開き終わるまで丸2日かかることがある。そこで、コーヒーとビスケットを用意して丸2日の徹夜の用意をした。

午後1時から大雨。テントの回りに溝を掘り、排水する。写真の経験はあまりなく、技術もないで、ニコンのばかちょんカメラである。なんとなく近くにランプでも置いたらよいかなと思い、ランプを事務所で借りてきて置いた。ここには電気がないのでランプを使用している。その日の夜はテントに寝ることにする。

夜9時ごろなんとなく気になってがけの上の蕾（ブッタリとふくらんでなまめかしい色合いである。）を懐中電灯を頼りに見に行くと表面がぶかぶかしている。いよいよ開花が始まった。目覚まし時計を30分ごとにセットして鳴るたびに傘をさしてがけの上まで歩き、（ときにつるつる滑る。）木と竹を組んで作った三脚の上にカメラを置きシャッターをおろす。降りてテントで横になり、次に目覚ましの鳴るのを待つ。こんなことを繰り返すうちに周りが明るくなった。用意したコーヒーを飲み、眠い目を覚まし、とにかく30分ごとにシャッターをおろした。昼過ぎてもまだすこしづつ開花している。午後2時5分前に雨が降り出した。結局完全に開いたのは5時頃で（花被が反り返る。）撮影終了と同時に徹夜の疲れがどっときたが、テントをたたみ、事務所に戻る。ラフレシアは開花時の天候により開く速度が左右されることがこれではっきりした。雨がたっぷり降り気温が高いと20時間ほどで開花することがわかった。

変わったラフレシアの生態

いま思えば大分前のことだが、当時の日記をもとにこの文章を書いている。

それにしても、インドネシアの人は正直で親切な人が多く、彼等の言ふことは信じることにしている。Terimakashi Banyak！（どうもありがとう）

なお、種子の伝播は、小さなねずみによるものと考えられる。小さな10cmほどのねずみを見掛けたのと、果実がねばつき（けしつぶほどの小さなものが径20cm弱の果実につまっている。）それがねずみや小動物の体について、ぶどう科の植物のつる（けばだっている。）について発芽すると思われる。普通は地をはうつるに着生し開花するが、つるが地上から木にからんで上方に伸びるため、時には地上3mほどのところで咲くこともある。

ラフレシア自生地としてスマトラの他にジャワ島、ボルネオ（カリマンタン）、マレー半島中部、タイ南部が知られている。

ラフレシアについては、人を食うとか、死臭がする、とかいろいろな噂があるが、人を食うことはないし、こんにゃくのような生臭い匂いはするが、咲き始めはやや揮発性のネギ臭があり、いつまでもかいいでいると頭がくらくらするが、なにか新鮮な感じがする。

「花が開く時、音がする。」とよく言われるのはハスの花、ラフレシアはというと、やはり音がする。それは空気の抜ける音で、言葉では表現できないが実際聞いた。そこは近くの川の流れがゆるやかで、他の音にかき消されない環境だったからである。



ラフレシアの蕾



艶めかしいラフレシアの花

建産連だより

—会員団体の動静—

コンピュータ財務診断のご案内

—新基準による「経営事項審査 　　シュミレーション」付—

東日本建設業保証(株)埼玉支店

(財)建設業振興基金では、建設省が中心となってすすめている建設業構造改善事業の一環として、標記「コンピュータ財務診断」を行っています。

この財務診断は企業経営に関与されている方々に、自社の経営状況を的確にとらえていただき、自社の経営改善並びに経営目標の策定などに役立てていただくことを目的としております。

また、「経営事項審査」に関するシュミレーションシステムにより、ケース別に総合評点等を試算し、その内容をわかりやすく表示しています。

当社といたしましても、広い角度から正確な分析とわかりやすい診断結果をご提供するものとして、会員の皆様方にもご活用いただきたく、ご案内申し上げます。

問合わせ先

(財)建設業振興基金

構造改善第二部

財務診断担当係

T E L 03-5473-4572

—職業訓練—

「OAオフィス用配線フロア 　　システム施工コース」終了

埼玉県電気工事工業組合

当工組は、今年度に新設した埼玉県認定の職業訓練の「OAオフィス用配線フロアシステム施工コース」を8月20・21日と25・26日の2回、1回12名の定員で24名の訓練を川口市の松下电工(株)施工研修センターで終了した。

このコースは、近年事務所等でOA化が進んでいるが、パソコン等の配線は既設のコンセントを使用しているため、配線洪水により「つまずき事故」が発生して、データが一瞬に消える事故等も度々あり、また、この様な中でのOA機器の移設・増設も困難な状況である。これら不具合に対応するため、配線とフロアを一体型とするOAオフィス用配線フロアシステム(フルワイヤリングフロアシステム)があり、以前から不具合事項の解決策として承知していたが、今回、このシステムと施工方法の普及拡大のため、認定職業訓練のコースとした。

このシステムは電気工事とフロア工事を同時施工が可能で、施工期間が短期であり、将来有望視されているものである。過去には、東京と大阪の電気工事工業組合で1日の講習会を実施した事があるが、本格的にコースとしたのは当工組が全国で最初である。

このコースを支援している松下电工(株)施工研修センターでは、修了者を「フロア友の会」として組織して、技術者の育成と事業の拡大のために支援・協力をすると言っているので、来年のコースには、組合員から自分の仕事の幅を広げるために、多数の申し込みがあると思われる。

改正建築士法への 取り組みについて

(社)埼玉県建築士事務所協会

平成9年6月20日に、建築士事務所の業務の適正な運営を図るために建築士法の一部が改正され、その改正部分の施行に必要な建設省令が今年の5月20日に制定公布され、6月19日から施行されました。

今後、この改正建築士法及び施行規則に従い業務を執り行うことになりました。

以下その概要を列記し理解を求めるにしました。

改正された建築士法及び施行規則の概要

1. 「建築士事務所の業務等に関する書類閲覧制度」関係（法24条の4関係）

設計等を委託しようとする建築主の求めに応じ閲覧に供する。事業年度毎に当該事業年度経過後3ヶ月以内に、①建築士事務所の名称と所在地 ②建築士事務所の業務実績 ③管理建築士の実務経験 ④建築士事務所に属する建築士の氏名と1級、2級、木造建築士の別と登録番号を規定された書式に記載、3年間保存する。

2. 「建築士事務所の開設者が建築主に対して委託内容に関する事項を記載した書面を交付する義務」関係（法律第24条の5）

施行規則で規定されている ①建築士事務所の名称と所在地 ②契約の年月日 ③契約の相手方の氏名または名称 ④設計または工事監理に従事する建築士と業務に従事する建設大臣が定める資格を有する者の氏名 ⑤設計または工事監理の一部を委託する場合は、当該委託に係わる設計または工事監理の概要と受託先の氏名または名称と住所を記載するとともに、建築士事務所の開設者は、当該書面に記名押印又は署名をする。

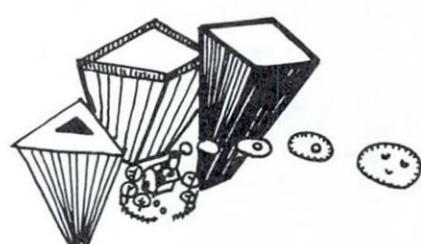
このほか、①設計または工事監理の書類とその内容 ②設計または工事監理の実施の期間と方法 ③報酬の額と支払時期 ④契約の解除に関する事項を記載することが規定されている。

3. 「建築士事務所の業務の適正な運営を図ることを目的とする団体の指定」関係（法27条の2）

建築士法で規定する指定法人の業務は、①契約の内容の適正化と建築主の利益の保護を図るために必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告その他の業務 ②設計等を委託する建築主等からの苦情処理 ③建築士事務所の開設者に対する研修 ④その他指定法人の目的を達成するために必要な業務。

この建築士法の改正に最も深くかかわった、本会の上部団体である社団法人日本建築士事務所協会連合会（略称／日事連）は施行後速やかに指定法人の指定申請を行い平成10年8月28日建設省東住指第303号を以て日事連が指定法人となりました。日事連が指定法人となりますと、本会は指定法人の業務を日事連の指導のもとに実施することとなります。今回の建築士法の改正に伴い、建築士事務所の責務が強く問われることとなり、また、建築士事務所の適正な運営及び設計等を委託する建築主等の保護を図ることが規定化されました。

なお、平成10年8月28日をもって「日事連」が建設大臣指定法人となったことを付け加えます。



組織内資格制度で人材育成

埼玉県室内装飾事業協同組合

当組合の上部団体である日本室内装飾事業協同組合連合会では、インテリア関連の優れた知識と技能をもつ有能な人材を育成し、業界の発展と社会への貢献を果すため、昭和56年に「日装連内装士」制度を創設しました。

年1回実施される資格検定試験に合格すると「内装士」として認定され、その資格を表示したり、組合主催の研修会に無料で出席することができます。

現在、全国で1,230名（内当組合50名）の内装士が活躍していますが、本年度、この資格制度の一層の充実を図るため、資格認定要綱が一部改定されました。受験資格が「組合員の企業主及びその従業員」から「組合員と関連ある事業者で組合の推薦を受けた者」へ拡大されました。

同時に「内装士補」資格が新たに設けられ、インテリアに係る業務に携わろうとする者で満20歳以上なら誰でも受験することができるようになりました。この改定により、インテリア関連の学生等も受験することができるようになり、業界の人材確保にも寄与するものと期待されています。

本年度資格試験は10月2日全国一斉に行われ、当組合からも7名が受験しました。

来年を迎える支部創設35周年 記念事業推進体制固まる

（社）日本塗装工業会埼玉県支部

先般5月20日の総会において平成11年に本会の創立35周年記念式典を開催することに決定いたしました。

本会は昭和39年3月に会員相互の協力によって塗装事業の健全なる発展を目的に結成さ

れたわけです。

当初、技能、技術を主体に行っておりました。活動が、経営、需要、安全と活動範囲を広げてまいりました。また多難な時期ということで、役員に（株）鈴木塗装工業、（有）高木塗装店、美幸塗料工業（株）、（株）榎本塗装店の4名増員していただき、会務を助けていただく事に決定しました。35周年記念の実行委員会担当委員も決定させていただきました。来年度の事業はすべて創立35周年記念事業として行います。そのためには皆様のご協力が絶対に必要でございますので、旧に倍する皆様の一層のご支援とご指導をお願い申し上げます。

法第12条の規定に基づく 定期報告実務要領講習会開催案内

主 催 〔助〕埼玉県建築住宅安全協会
後 援 県内各特定行政庁

『定期報告制度』は、建築物、建築設備、昇降機並びに工作物（遊戯施設）で、特定行政庁が対象として指定したものが、敷地、構造、避難等の面において安全性が保たれているかどうかを専門家の目でチェックして、災害を未然に防止するという、建築基準法上極めて重要な制度です。過去にも、管理体制の不適切さから取り返しのつかない惨事となつた災害の例が多数見受けられます。また、近年は資源の有効利用の観点から、建築物の寿命を長くすることも課題となっています。

この講習会は、埼玉県内での定期報告の具体的なシステムと調（検）査の要領に関する知識を更に一層深めて頂くために開催するもので、今回は特に、建築物及び建築設備にあっては、県内特定行政庁の建築基準法施行細則が平成8年12月に改正されて共同住宅や事務所ビル等が新しく定期報告対象建築物として指定されたこと、また、今般、報告書に添

(1) 開催日時及び会場

講習会名	日時	会場	定員
① 建築物定期報告実務要領講習会	10月26日(月)13時～17時	埼玉教育会館2階201、202会議室	180
② 建築設備定期報告実務要領講習会	10月29日(木)9時～17時	埼玉教育会館2階201、202会議室	180
③ 昇降機定期報告実務要領講習会	11月5日(木)13時～17時	建産連福祉センター2階 第一会議室	80

(2) 講習料 各講習共 1日に付き 3,000円 (テキスト代別)

(3) テキスト

講習会の別	テキスト	ス	ト	1	テキスト	2
①建築物	建築物調査業務基準指導書 平成4年9月、(財)日本建築防災協会発行	2,100円	定期報告業務実務要領 (1998年版)	1,000円	定期報告業務実務要領 (1998年版)	1,000円
②建築設備	建築設備定期検査基準指導書 平成7年10月、(財)日本建築設備・昇降機センター発行	3,000円	平成10年10月、(財)埼玉県 建築住宅安全協会発行	2,500円	平成10年10月、(財)埼玉県 建築住宅安全協会発行	2,500円
③昇降機	昇降機・遊戯施設定期検査基準指導書 平成6年4月、(財)日本建築設備・昇降機センター発行	2,500円				

注) テキストは希望するものについてのみ頒布します。既にお持ちの方は当日忘れずにご持参ください。

(4) 受講資格

一般建築士、二級建築士、建設大臣認定各業(検)査資格者、建築主並びに行政関係事務担当者

(5) 申込方法

所定の申込書に必要事項記入のうえ講習料等の金額を添えて、10月20日までに書留郵便で右記に申し込んでください。(あて先明記、80円切手貼付の返信用封筒同封のこと)。折り返し返信証券、領収証等を送付します。

336-0031 浦和市鷺手袋4-1-7(建産連会館内)
財団法人 埼玉県建築住宅安全協会
TEL 048(865)0391

1. 講習料及びテキスト代は、消費税込みの金額です。

2. 定員になり次第締め切りりますので、早めに申し込んでください。

3. 教育会館には駐車場がありませんので、車での御来場はお断りします。また、建産連会館の駐車場は非常に狭いので、御来場の際は公共交通機関をご利用ください。

4. 協会に業務届出をされている方は、当日当協会発行の業務手帳を忘れずに御持参ください。

連合会日誌

7月15日 埼玉県希少野生動植物種検討委員会（ときわ会館）に島村会長出席

7月17日 (社)埼玉県造園業協会総会（東武ホテル）に斎藤名誉会長出席

7月22日 広報委員会

建産連ニュース第77号の発行、第78号の編集案、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールについて協議

総務委員会

平成10年度予算執行等に係る要望事項、全国府県建産連会長会議の提出議題、全国建産連会長表彰の候補者推薦について協議

正副会長会議（東武ホテル）

建産連の事業推進について協議

7月31日 建設業経営講習会

「地元建設業の勝ち残り戦略」

(社)埼玉県建設業協会並びに東日本建設業保証(株)埼玉支店との共催

後援：埼玉県 於：埼玉建産連会館センター 3階大ホール

講師：竹内淳一氏 受講者総数 130名

8月3日 自民党「平成11年度団体政策要望」（聘珍楼）に島村会長出席

8月11日 研修指導委員会

平成10年度事業実施計画について協議

8月19日 (社)全国建産連正副会長会議及び総務委員会（建設業振興基金會議室）に島村会長出席

9月4日 彩の国建設ステーションイメージアップ賞・優秀技能者顕彰表彰式（東武ホテル）に島村会長出席

9月8日 正副会長会議

全国府県建産連会長会議の設営について協議

9月17日 全国府県建産連会長会議（パレスホテル大宮）を大宮市で開催

～18日 正副会長、各会員団体長等が出席

9月25日 講習会

建設業の適正取引に関する講習会

「独占禁止法遵守について」 — 建設業とその関連業種を中心として —

講師：土田孝美氏

「建設業をめぐる最近の話題について」

講師：渡邊裕氏

於：埼玉建産連会館センター3階大ホール

(社)埼玉県建設業協会との共催 受講者総数 220名

10月8日 「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール審査を実施

「瀧澤源二郎氏黄綬褒章受章を祝う会」(アルーサ)に島村会長出席

10月9日 正副会長会議

全国府県建産連会長会議の収支結果、県への要望等について協議

建設物価／臨時増刊

土木コスト情報

実態調査による総合物価版!!

毎月一日発行
月刊建設物価

■建設資材価格・工事費・労務費・運賃

■B5判/900ページ ■定価3,800円(送料別途)

■年間購読料/毎月・年12冊>37,200円

(1月・7月発行の臨時増刊号/速報版/送料サービス)

季刊誌 — 市場単価方式による —

□年間購読料/12,000円(税込・干共)

[春(4月)・夏(7月)・秋(10月)・冬(1月)]発行

●B5判/340頁 ●3,400円(税込)

■建築・設備工事の施工単価と見積り実例の画期的な総合誌!

建設物価／
臨時増刊

**建築と設備
コスト情報**

仮設から外構工事まで、豊富なコスト情報!

●本誌の特色●

*実例による我が国唯一のコストプランニング資料

*工事費/建築工事・施工単価推移表/建築着工統計にみる単価の推移。

*建築・設備工事施工単価/見積り実例。

■上期/2月刊 下期/8月刊 B5判/730ページ 定価4,600円(送料別途)

■年間購読料/上・下期年2冊>8,200円(送料サービス)

平成10年度版

【土木工事積算基準マニュアル】

■建設大臣官房技術調査室/監修

■建設工事積算研究会/編

B5判/900ページ/定価9,480円(税込) 送料600円

建設省公表による積算基準を基に積上げ積算の手法を解説
平成10年度「建設省土木工事積算基準」の標準歩掛りに基づき、各工種毎に具体的な積算業務の初心者からベテランまで実務に役立つ土木工事積算基準の実用的な解説書

平成10年度版

【土木工事積算標準単価】(CD-ROM付)

■建設工事積算研究会/編

B5判/750ページ/定価6,800円(税込) 送料500円

建設省土木工事標準歩掛に準拠した標準施工単価表

本書は、「建設省土木工事積算基準」に準拠して、都道府県毎に工種、施工法、施工条件別に標準施工(複合)単価を作成した積算業務の迅速化と簡便化のための実務書の決定版です。

改訂35版

【建設工事標準歩掛】

■建設物価調査会 積算委員会/編

B5判/1200ページ/定価14,700円(税込) 送料700円

今回の改訂35版では、最新の施工技術に対応、また読者層各位のご意見、ご希望をうけて内容の一層の充実を図っております。

改訂10版

【土地改良工事の積算と施工】

■(社)農業農村整備情報総合センター

■土地改良工事積算研究会/編

B5判/482ページ/定価5,300円(税込) 送料500円

本書は、土地改良工事の施工にあたり、工事の発注から検査にいたるまでの、発注者・受注者間の権利義務、契約(設計)変更と仕様書(条件明示)との関連について詳述した。発注者・受注者双方の担当者に直ちに役立つ技術図書。

財団法人建設物価調査会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8(フジタービル)

業務部業務一課

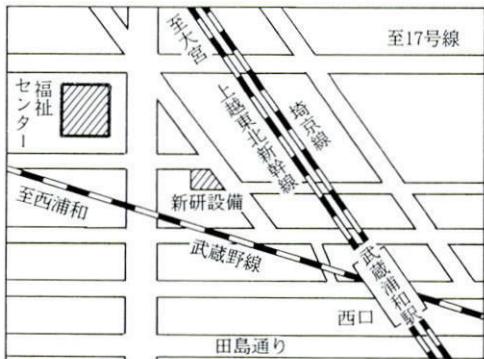
03-3663-8761(代)

FAX 03-3663-8768

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順序不同)

(平成10年10月15日現在)

構成団体名	代表者名	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 町田 迪	"	"	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	"	"	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 島田 勝	浦和市高砂4-3-15	336-0011	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	大宮市宮原町1-39	330-0038	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	与野市下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 菅谷 和雄	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	"	"	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 坂本 勤	"	"	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 龍澤源二郎	"	"	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	"	"	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 岡田 道夫	"	"	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謙吾	浦和市東高砂町6-15	336-0006	048(811)1820
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 首藤 淳	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	"	"	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銀二	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360-0826	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	浦和市常盤9-11-9	336-0001	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 小川 裕児	浦和市宿285-2	338-0814	048(855)2163
(社)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町492-2	350-1105	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 関口 雅之	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 神戸 清二	"	"	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	"	"	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 服部 圓	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 渡辺健治郎	浦和市高砂3-10-4	336-0011	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 関根 弘	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
埼玉県室内装飾事業協同組合	理事長 秋山 節	大宮市東大成2-453 サンハイツ栗原301	330-0037	048(667)5522
(社)日本補償コンサルタント協会 関東支部埼玉県部会	会長 原 市郎	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844)0111
(社)埼玉県建設産業団体連合会	会長 島村 治作	浦和市鹿手袋4-1-7	336-8515	048(866)4301



埼玉建設労働者福祉センターを ご利用下さい

【所在地】浦和市鹿手袋 4-1-7

【電話】048-861-4311

【施設】大ホール（椅子席500名収容）、会議室、和室、レストラン、喫茶ルーム

【開館時間】午前9時～午後5時

建産連ニュース 第78号

平成10年10月15日発行

発 行 **埼玉県建設産業団体連合会**

企画・編集 **広 報 委 員 会**

〒336-8515 浦和市鹿手袋4丁目1番7号

電 話 048-866-4301

FAX 048-866-9111

印 刷 〒336-0011 浦和市高砂3-6-9

株式会社 信 陽 堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま
す。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月